

平成 28 年版  
三重県国土強靱化地域計画  
実績報告書

平成 28 年 6 月

三 重 県

## 三重県国土強靱化地域計画実績報告書

三重県国土強靱化地域実績報告書(以下「実績報告書」という。)は、昨年7月に策定した三重県国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の推進にあたり、毎年度、その取組状況を把握し、当該年度の実績内容やそこからみえてくる課題、今後の取組方向について、取りまとめたものです。

なお、地域計画は、概ね10年先を見据えた、本県における今後の国土強靱化の取組方向を示すもので、具体的な数値目標は設定していません。地域計画に基づく強靱化の具体的な取組や数値目標については、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」をはじめ「新地震・津波対策行動計画」や「新風水害対策行動計画」など既存計画の施策に位置付けられており、みえスマートサイクル(PDCA サイクル)に基づく「成果レポート」などにより評価が行われます。

# 目 次

I	平成 27 年度の取組概要	1
1	目標別取組概要	1
2	総括	3
II	平成 27 年度の取組結果（成果）と課題、今後の方向性について	4
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	4
-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	4
-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	7
-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	10
-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	13
-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり 県土の脆弱性が高まる事態	15
-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	18
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる （それがなされない場合の必要な対応を含む）	20
-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	20
-2	多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生	23
-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	27
-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	31
-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の 供給不足	33
-6	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能 の麻痺	36
-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	39
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	41
-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化	41
-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	42
-3	県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	43
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	46
-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	46
-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態	48

<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b> .....	49
-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下.....	49
-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止.....	51
-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等.....	53
-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止.....	54
-5 食料等の安定供給の停滞.....	57
<b>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</b> .....	59
-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止.....	59
-2 上水道等の長期間にわたる供給停止.....	61
-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止.....	62
-4 地域交通ネットワークが分断する事態.....	64
<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b> .....	66
-1 市街地での大規模火災の発生.....	66
-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生.....	68
-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通麻痺.....	70
-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生.....	72
-5 有害物質の大規模拡散・流出.....	73
-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大.....	74
-7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響.....	75
<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b> .....	76
-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	76
-2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	78
-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	80
-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	83
-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	85

# I 平成 27 年度の取組概要

## 1 目標別取組概要

三重県国土強靱化地域計画では、本県において南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風にもなう大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等をふまえ、大規模自然災害を想定リスクとしてとらえ脆弱性評価を行い、三重県として「事前に備えるべき目標」を設定しています。

これら目標の達成に向けた取組概要は次のとおりです。

### ■大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

津波や豪雨等による浸水被害や土砂災害の軽減に向けて、河川施設や海岸保全施設、土砂災害防止施設、港湾施設等の整備はもとより、河川堆積土砂の撤去、道路防災対策、施設機能を確保するための適正な維持管理などのハード対策を推進しました。あわせて、ハザードマップ作成に向けた河川の浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の実施などのソフト対策を推進しました。また、大規模地震による被害の軽減を図るため、建物・建築物や鉄道等の交通施設の耐震対策を推進しました。

### ■大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

大規模災害発生時における医療を迅速かつ円滑に提供できる体制を整備するため、県内の病院、特に災害拠点病院の耐震化を推進するとともに、電源や医薬品等を安定的に供給できる体制づくりに取り組みました。あわせて、地域における医療ネットワークの構築に向け、地域災害医療コーディネーターの育成やコーディネート機能を発揮できる体制づくりに取り組みました。また、災害現場での救助活動機能の強化に向けて、地域防災力の中核を担う消防団の充実や自主防災組織のリーダーの育成等に取り組みるとともに、みえ防災・減災センターと連携して、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」を実施しました。さらに、救急救命士が行える特定行為等救急救命措置の拡大に対応した救急救命士の養成に取り組みました。そのほか、大規模災害に対応した広域的な応援・受援体制の確立に向け、合同訓練を通じて中部圏および近畿圏の関係府県との連携強化を図るとともに、さまざまな業種の企業、事業者団体等との災害時の支援に関する協定の締結を促進しました。

### ■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

どのような災害が発生した場合であっても、停止することができない、あるいは早期に再開する必要がある業務について、適切に継続することができる体制をあらかじめ整えておくため、「三重県業務継続計画（三重県BCP）」を策定しました。また、公立小中学校の安全性確保のため、校舎等の学校施設の耐震化を促進しました。さらに、災害警備活動や治安維持活動の拠点となる警察署等の建て替え整備計画を推進するとともに、交番・駐在所に対し、防災機能のさらなる強化を図るため、避難誘導資機材等を整備しました。

## ■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

災害に関する県民への情報提供の充実を図るため、気象情報や災害情報等について、より迅速かつ的確に収集・共有し、わかりやすく発信できるよう、SNSを活用した新しい防災情報プラットフォームの構築に向けた基本計画の策定を行いました。また、防災情報システムに入力された市町の避難に関する情報について、Lアラートへの提供を開始しました。

## ■大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

大規模災害発生時における雇用の確保やサプライチェーンの維持、さらに地域経済の被害軽減に向けて、被災後でも企業が事業活動を継続できる体制を整備するため、企業における「業務継続計画（BCP）」の策定を促進しました。また、物流機能を確保するため、緊急時の物資輸送の基盤となる道路や港湾・漁港施設等の整備・耐震化に重点的に取り組みました。あわせて、物資の供給体制を構築するため、関連産業事業者との協力協定の締結促進に取り組みました。

## ■大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

大規模災害発生時におけるライフラインの維持・確保に向けて、上下水道施設の耐震化を推進するとともに、石油コンビナート事業者の耐震対策の促進に取り組みました。また、地域交通ネットワークの確保に向けては、道路啓開基地の整備や道路構造の強化に取り組んだほか、公共交通機関が分断された場合の代替機能について、関係者と検討を進めました。

## ■制御不能な二次災害を発生させない

住まいとまちの安全性を高めるために、木造住宅の耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行いました。あわせて、民間建築物の耐震診断や避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修の支援に取り組みました。また、森林が有する国土保全機能が発揮されるよう、間伐などの森林整備や林道等の老朽化対策、総合的な治山対策の推進に加え、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。

## ■大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

一日も早い被災地の復旧・復興に向けて、発災後の災害廃棄物を迅速に処理するための体制を整備するとともに、広域的な処理体制を確保するため、各市町による「市町災害廃棄物処理計画」の策定・見直しに向けた支援を行いました。あわせて、災害廃棄物処理を担う人材を育成するため、セミナーや図上演習を開催しました。また、被災した土木施設の迅速な応急復旧態勢の強化を図るため、国、県、建設企業との連携による、道路啓開マップを活用した訓練を実施しました。さらに、大災害に見舞われた場合に、復興作業が円滑に進められるよう、地域コミュニティの再生を基本理念に、復興対策の手順を明確にした「三重県復興指針」を策定・公表しました。

## 2 総括

三重県国土強靱化地域計画の実施初年度となる平成 27 年度においては、「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、災害リスク等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化等のハード対策とハザードマップの策定、防災訓練・教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、総合的かつ効果的に防災・減災対策等を推進するとともに、そのための体制整備に取り組みました。

今後も、目標の達成に向けて、ハード対策とソフト対策が一体となった防災・減災対策等を着実に進めていくとともに、防災人材の育成・活用や国・市町・関係団体・事業者等と連携した災害対応力の向上、大規模自然災害に備えるための基盤整備などに、引き続き取り組んでいく必要があります。

とりわけ、東日本大震災の発生から 5 年あまりが経過し、県民の皆さんの防災意識は徐々に薄れてきていることから、「自助」、「共助」、「公助」が一体となった「防災の日常化」の定着に向けて、重点的に取り組んでいきます。

## II 平成 27 年度の取組結果(成果)と課題、今後の方向性について

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
推進方針	①住宅・建築物等の耐震化 ②沿道建築物の倒壊防止等 ③交通施設の耐震化 ④無電柱化の推進 ⑤大規模災害を考慮した都市づくり ⑥避難路等の整備 ⑦避難場所となるオープンスペースの確保等 ⑧広域的な連携体制の構築 ⑨一時滞在施設の確保

### 1 平成 27 年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<p>●木造住宅の耐震化を促進するため、無料耐震診断や耐震設計・補強工事への補助を行うとともに、住宅戸別訪問(年 50 回、一万戸程度)や耐震相談会を行うなど普及啓発に取り組みました。また、不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された民間建築物 10 棟の耐震診断が完了しました。さらに、避難所として活用される建築物(ホテル、旅館等)3 棟が補助制度を活用した耐震改修に着手し、うち 2 棟が完了しました。</p> <p>●平成 27 年 2 月 15 日の札幌市内の看板落下による人身事故の発生を受け、対象建築物のうち定期報告において未是正となっている施設管理者に対し安全対策を指導したほか、定期報告対象外の施設管理者に対し現地調査のうえ適宜文書による指導等を行いました。</p> <p>三重県屋外広告物条例施行規則を改正(平成 28 年 4 月 1 日施行)し、許可更新の際に必要な「屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書」の点検項目の追加や写真の添付を求めるなど、適正な点検が実施されるようにしました。</p> <p>●鉄道駅利用者の安全確保を図るとともに、発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、平成 25 年度から支援している駅施設の耐震補強について、近鉄四日市駅耐震補強工事が全て完了しました。また、発災時における緊急輸送道路(津波避難路)の機能維持のため、平成 25 年度から支援している高架橋の耐震補強について、近鉄山田線(宇治山田駅付近)と近鉄湯の山線(四日市駅付近)の高架橋の耐震補強が完了しました。</p> <p>●道路の安全性を高めるため、市街地等における道路の無電柱化を進め、外宮度会橋線 伊勢市一之木～伊勢市曾弥(L=0.34km)、伊勢市吹上～伊勢市一之木(L=0.9km)において、電線類の地中化を完了しました。</p> <p>●大規模災害を考慮した都市づくりを進めるため、関係市町と調整・協議し、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針(案)」を作成しました。</p> <p>●地域減災力強化推進補助金の津波避難対策推進事業において、市町が実施する国の交付金の対象とならない避難路の拡幅・改良や津波避難対策を支援しました。</p> <p>●避難場所となるオープンスペースを確保するため、県営都市公園北勢中央公園で園路整備等を進</p>
----------	--



めました。

●大規模災害時における応急体制を充実させるため、大規模災害に備えた連携強化について、実際の災害を想定し、自衛隊と意見交換を実施しました。また、近隣府県からの物資等の応援・受援体制にかかる連携強化を図るため、中部圏および近畿圏で実施された訓練に参加しました。

●被害が複数の府県にまたがる大規模広域災害時での緊急輸送に対応するため、近畿2府8県および関西広域連合と近畿2府8県バス協会とで「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結しました。

#### 今後の課題

●木造住宅の耐震化を促進するためには、診断を終えた方に対して、耐震補強工事の実施を促すなど、さらなる普及啓発を行う必要があります。また、不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち耐震診断の対象となる建築物等の所有者に対しては、市町と連携して、耐震改修等の早期着手について働きかけを行っていく必要があります。

●沿道建築物の倒壊防止等のためには、現場審査等において注意を払うことや、新たに建築物を設置する際の相談を行うなど、対象数の多さに応じた効果的な取組を行っていく必要があります。

●交通施設の耐震化に向けては、近鉄名古屋線 近鉄四日市－川原町 区間の高架橋の耐震補強について、引き続き支援していく必要があります。

●電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。

●地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。

●地域減災力強化推進補助金について、市町の防災・減災対策の取組方向もふまえた新たな支援内容に見直していく必要があります。

●都市公園の整備については、効果的かつ効率的に整備を進めていく必要があります。

●災害時における円滑な連絡体制の構築に向け調整を進めていく必要があります。また、近隣府県との連携強化を図るため、積極的に訓練に参加し、広域応援・受援体制をさらに整備する必要があります。

●「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」の実効性を高めるため、定期的な情報交換や訓練等を通じて、顔の見える関係づくりを行っていく必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を終えた方が、補強工事等それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、さらなる普及啓発を市町と連携して展開するとともに、耐震診断や耐震設計・補強工事への補助を行います。

耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、避難所として活用される建築物については、引き続き、市町と連携しながら、建築物の所有者に対し、補助制度を活用した耐震改修等の早期着手について働きかけを行います。

●建築物防災週間（年2回）において、県と特定行政庁による対象建築物への立入調査を実施するとともに、未是正となっている施設管理者に対し、定期報告の督促や現地調査を行い、早期に是正されるよう働きかけを行います。また、建築担当課窓口パンフレットを配置し、設計関係者等に対し、天井材などの非構造部材の耐震化の必要性や重要性の啓発を行います。さらに、各種メディ

アや啓発冊子等を活用し、ブロック塀の耐震対策も含めた家屋等の耐震対策の必要性について啓発を行います。

●鉄道高架橋の耐震補強について支援し、近鉄名古屋線 近鉄四日市－川原町 区間における耐震補強を完了させます。

●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関および地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。

●「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定・公表のうえ、大規模土砂災害等災害リスク低減の考え方を都市計画基本方針に反映します。

●地域減災力強化推進補助金について、市町のニーズをふまえ、避難路等の避難を重視した支援を見直し、避難所の環境整備や孤立対策として通信設備の整備に対する支援など、避難後の対策や風水害対策を重視した制度により、引き続き市町に対する支援を行っていきます。

●県営都市公園北勢中央公園において、平成 28 年度の部分開園に向けて整備を進めるとともに、6 市で都市公園の整備を進めることで、避難場所となるオープンスペースの確保を図ります。

●自衛隊との連絡会議において教訓・課題等の協議を行い、合意事項については、総合防災訓練・図上訓練等により検証し、実効性の向上を図ります。また、中部圏で実施される訓練（南海トラフ巨大地震対策中部ブロック協議会広域連携防災訓練、中部 9 県 1 市合同防災訓練）および、近畿圏で実施される訓練（近畿府県合同防災訓練、関西広域応援訓練）など広域応援・受援体制の訓練に参加します。

●近畿 2 府 8 県および関西広域連合と近畿 2 府 8 県バス協会との間で、災害時における連絡方法の確認や、防災訓練等の参加について呼びかけを行います。

事前に備えるべき目標	<b>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</b>
リスクシナリオ	-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
推進方針	①多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ②エレベーター閉じ込め事故対策の促進 ③学校施設の耐震化 ④社会福祉施設の耐震化 ⑤災害拠点病院等の耐震化 ⑥災害対応機関等の対応能力向上 ⑦災害対応能力の向上 ⑧常備消防の充実強化

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された民間建築物10棟の耐震診断が完了しました。また、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）3棟が補助制度を活用した耐震改修に着手し、うち2棟が完了しました。</p> <p>●建築物防災週間（年2回）において、県と特定行政庁により、対象建築物へ立入調査を行い、地震時管制運転装置等の設置について、施設管理者等に対し啓発を行いました。また、建築担当課窓口にパンフレットを配置し、設計関係者等に同様の啓発を行うとともに、地震時管制運転装置の設置済みマーク表示制度の普及に取り組みました。</p> <p>●公立小中学校施設の安全性確保に向け、校舎等の建物の耐震化における補助制度の活用等について、市町に対して積極的な情報提供と助言を実施しました。また、県立学校における非構造部材の耐震対策の早期完了のため、指摘箇所の耐震対策を継続して実施するとともに、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策が未対策の70校129棟のうち、30校46棟の対策工事を実施しました。</p> <p>●障がい関係施設のうち入所施設について、整備を進めた結果、耐震化が完了しました。また、児童福祉関係施設について、耐震診断事業費補助金を活用し、1保育所において耐震診断を実施しました。</p> <p>●災害拠点病院等の耐震化について、2病院の耐震工事に対する補助を実施し、1病院の耐震化が完了しました。</p> <p>●10月23・24日に、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町で開催した、「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練」において、県北部ゼロメートル地帯を想定した液状化冠水地区救出訓練や、消防団、自主防災組織が参加する、倒壊家屋座屈建物救出訓練等を実施しました。</p> <p>●大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施するとともに、夜間活動に使用する現場活動用投光機を7警察署（累計14警察署）に整備しました。</p> <p>●救急救命士養成機関での新規養成支援や、救急救命士が行える特定行為等救急救命処置の拡大に対応した消防学校での講習を実施し、救急救命士の新規養成と資質の向上を図りました。また、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を開始しました。</p>
今後の課題	

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち耐震診断の対象となる建築物等の所有者に対しては、市町と連携して、耐震改修等の早期着手について働きかけを行っていく必要があります。
  - エレベーターの閉じ込め事故対策の対象建築物のうち、未対策のものについては、引き続き、施設管理者等へ、地震時管制運転装置等の設置を働きかけていく必要があります。
  - 公立小中学校の耐震化については、国が目標とする平成27年度までに、2市（3棟）の建物耐震化が完了しなかったため、引き続き、当該市に対して、耐震化の早期完了に向けた働きかけを行っていく必要があります。また、未耐震化の校舎等を有する学校法人に対しても、耐震化を促していく必要があります。
- 県立学校施設における非構造部材の耐震対策の早期完了をめざして、引き続き、指摘箇所の耐震対策を進めていくとともに、屋内運動場等の天井等落下防止対策が未対策の42校83棟について計画的に実施していく必要があります。
- 入所施設以外の障がい関係の施設については、未耐震の施設が残されていることから、引き続き整備を促進する必要があります。また、耐震診断を実施した保育所に対し、早急に耐震補強工事（大規模修繕）を実施するよう働きかけを行っていく必要があります。
  - 耐震工事中の病院に対する補助を引き続き行うとともに、未耐震の病院に対して耐震化を働きかける必要があります。
  - 地域における防災力の向上のため、引き続き、各地域の課題に応じた訓練を地域住民の参加のもと、参加市町と協力して実施する必要があるとともに、実際の災害対応において活動する場所や施設、実動可能な人員や資機材、各種協定等を活用する実践的な訓練とする必要があります。
  - 昼夜を問わずに発生する大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、初動警察体制の強化に取り組む必要があります。
  - 救急救命士の新規養成や資質の向上につながる取組を進めるとともに、消防本部において教育訓練を行える人材（指導救命士）の育成を図るため、認定された指導救命士の効果的な活用を図っていく必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

- 耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、避難所として活用される建築物については、引き続き、市町と連携しながら、建築物の所有者に対し、補助制度を活用した耐震改修等の早期着手について働きかけを行います。
  - 建築物防災週間（年2回）において、県と特定行政庁による対象建築物への立入調査を実施するとともに、建築担当課窓口パンフレットを配置し、設計関係者等に対し、地震時管制運転装置等の設置や同装置の設置済みマークの表示等について、普及啓発を行います。
  - 学校施設の耐震化を促進するため、公立小中学校については、市町に対する財政措置が拡充されるよう国に要望するとともに、引き続き市町に対して、耐震化の必要性や国の財政的支援制度についての情報提供や助言などを積極的に行うほか、補助制度の活用の際には、事業内容の確認など市町と連携を密にし、耐震化が進むよう支援を行っていきます。また、県立学校については、平成29年度以降に屋内運動場等の天井等落下防止対策工事を実施する予定である10校の実施設計を行うとともに、その他の非構造部材の耐震対策についても計画的に実施していきます。
- 未耐震化の校舎等を有する学校法人に対しては、引き続き、耐震化に取り組む学校法人への助成

を行うとともに、新たに屋内運動場等の天井等落下防止対策事業に対しても助成を行い、耐震化を促進します。

●入所施設以外の障がい関係の施設について、未耐震の施設が残されていることから、耐震化に向けた整備を促進します。また、児童福祉関係施設について、引き続き、耐震診断事業費補助金を活用した耐震診断の実施を呼びかけるとともに、耐震改修等の取り組みが進むよう働きかけを行っていきます。

●災害拠点病院等の耐震化について、引き続き耐震化工事に対する補助を実施するとともに、計画どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対して、補助制度の内容を周知する外国に対し補助制度の拡充について働きかけを行います。

●三重県総合防災訓練については、実際の災害対応において活動する場所や施設、実動可能な人員、施設、資機材、各種協定等を活用する実践的な訓練を実施します。

●非常参集訓練等の各種訓練を継続して実施するとともに、警察署への現場活動用投光機の整備拡充により初動警察体制の強化に取り組みます。

●救急救命活動の向上を図るため、引き続き、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救命救急士の処置範囲の拡大に対応した養成講習を実施します。また、救急現場での活動に関する教育を行える救急救命士（指導救命士）の養成講習を実施するなど、救急救命士の新たな養成と資質の向上を図っていきます。



事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
推進方針	①大規模災害を考慮した都市づくり ②津波防災地域づくり、適切な情報提供等 ③防災教育の推進 ④河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全 ⑤石油タンクの漂流防止対策 ⑥避難路等の保全 ⑦避難路等の整備 ⑧水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●大規模災害を考慮した都市づくりを進めるため、関係市町等と調整・協議し、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）」を作成しました。</p> <p>●「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、実践的なワークショップなど地域の取組への支援を行った結果、熊野市の2地区で新たに取組まれるなど、合わせて6市町11地区で取組が行われました。</p> <p>防災みえ.JPメール配信サービスの周知啓発を行いました。また、多様な手段による情報提供を行うため、新たに、Lアラートへの情報発信を開始しました。</p> <p>●防災ノートを新入生等に配付した結果、全ての学校において防災ノートを活用した防災学習が実施されました。</p> <p>●大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、農地海岸2地区(L=79m)、漁港海岸4地区(L=225m)において堤防の改修等を進めた結果、漁港海岸1地区の整備が完了しました。</p> <p>河口部の水門・排水機場等については、釜屋樋門ほか2施設の耐震対策が完了しました。</p> <p>津波浸水予測区域内の河川堤防においては、対策が必要とされた脆弱箇所183箇所のうち、62箇所について対策を実施しました。</p> <p>高潮対策として、長島地区海岸他15地区海岸において約1.4kmの整備を実施するとともに、耐震対策について約0.9km実施しました。</p> <p>港湾施設については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新(L=48m)、宇治山田港（大湊地区）の護岸更新(L=90m)、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋梁補強1基）を実施しました。</p> <p>●石油コンビナート防災アセスメントで想定された災害に対応した、「三重県石油コンビナート等防災計画」（平成27年3月修正）の内容について、コンビナート事業者に対して周知を行いました。</p> <p>●津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において、避難地、避難路の保全を行うために、4箇所で擁壁などの整備を進め、うち1箇所が完成しました。また、道路の途絶を防ぐため、市街地等における道路の無電柱化を進め、外宮度会橋線 伊勢市一之木～伊勢市曾弥(L=0.34km)、伊勢市吹上～伊勢市一之木(L=0.9km)において、電線類の地中化を完了しました。</p> <p>●地域減災力強化推進補助金の津波避難対策推進事業において、市町が実施する国の交付金の対象とならない避難路の拡幅・改良や津波避難対策を支援しました。</p> <p>●二級河川井戸川において、防潮水門の遠隔操作化に取り組みました。また、海岸保全施設では、熊野灘沿岸の動力化済み大型陸閘の遠隔操作化等に向けた考え方を整理しました。</p>

## 今後の課題

- 地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- 「津波避難に関する三重県モデル」の取組は、県南部を中心に行われていることから、今後、県北部にも広げていく必要があります。

メール配信サービスの周知啓発を、引き続き行っていく必要があります。また、多様な手段による情報提供を行うため、Ｌアラート以外の手段による情報提供も行う必要があります。
- 防災教育の推進に向けて、防災学習がより効果的に実施されるよう、防災ノート等の防災学習教材の充実に、引き続き取り組む必要があります。
- 河川・海岸堤防等の整備・耐震化等については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。
- 石油タンクの漂流防止対策を推進するため、「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、関係機関と連携して、コンビナート事業者へ周知し、対応を促していく必要があります。
- 土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所における避難地、避難路の保全を推進する必要があります。また、電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。
- 地域減災力強化推進補助金について、市町の防災・減災対策の取組方向もふまえた新たな支援内容に見直していく必要があります。
- 熊野灘沿岸の動力化済み大型陸閘の遠隔操作化等に向けては、維持管理費を含めた低コストな整備手法について検討を進めたうえで、全体の事業計画を決定する必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

- 「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定・公表のうえ、大規模土砂災害等の災害リスク低減の考え方を都市計画基本方針に反映します。
- 「津波避難に関する三重県モデル」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き市町と連携するとともに、新たな防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いて、みえ防災コーディネーターなどを地域の取組に積極的に活用していきます。

メール配信サービスの時期をとらえた普及・啓発活動の強化などに取り組むとともに、メール配信項目について、チラシやホームページにより周知します。また、多様な手段による情報提供を行うため、新しい防災情報プラットフォームの構築において情報提供手段の追加を行います。
- 学校で防災ノートを活用した防災学習がより効果的に実施されるよう、改訂版防災ノートを配付するとともに、指導者用資料の充実に図ります。
- 農地海岸で2地区、漁港海岸で3地区において、堤防の改修等の整備を進めます。

河口部の水門・排水機場等の耐震対策については、堀切川防潮水門の対策を継続するとともに、毛無川防潮樋門ほか2施設で対策を実施します。

津波浸水予測区域内の河川堤防については、19箇所において脆弱箇所対策を実施します。

海岸堤防の高潮対策および耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。

港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策や耐震化対策を進めます。

●石油コンビナートの防災対策について、関係機関と連携し、コンビナート事業者への指導を行います。

●関係市町および住民と連携を図り、津波発生時における避難地および避難路の保全を推進します。また、電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関および地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。

●地域減災力強化推進補助金について、市町のニーズをふまえ避難路等の避難を重視した支援を見直し、避難所の環境整備や孤立対策として通信設備の整備に対する支援など、避難後の対策や風水害対策を重視した制度により、引き続き市町に対する支援を行っていきます。

●二級河川井戸川の防潮水門の遠隔操作化を進めます。また、熊野灘沿岸の動力化済み大型陸閘の遠隔操作化等については、全体の事業計画を作成するとともに、優先して整備していくべき吉津港海岸において遠隔操作化等を進めます。



事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
推進方針	①河川の整備 ②ハザードマップの作成支援 ③河川堆積土砂の撤去 ④河川・海岸・港湾・砂防施設の点検と対策 ⑤浸水想定区域図の作成 ⑥災害対策用機械等の操作人材の育成 ⑦職員の人材育成

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水による浸水被害を軽減するため、効果的・効率的な河川整備を実施し、三滝川など16河川で整備を進めました。</li> <li>●1市において内水ハザードマップの必要性を説明し、ハザードマップの作成に向けた取組を進め、内水ハザードマップの作成に必要な内水浸水シミュレーションの準備を進めました。</li> <li>●「箇所選定の仕組み」による「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を開催し、関係市町の意見をふまえ、河川堆積土砂の撤去必要箇所の選定を行い、約43万m<sup>3</sup>の河川堆積土砂を撤去しました。</li> <li>●河川・海岸・港湾・砂防施設を常時良好な状態に保つため、年1回の定期点検を実施し、点検結果に基づき緊急修繕の必要な施設については、適切に修繕を実施しました。</li> <li>●市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な河川の浸水想定区域図の作成について、新たに2河川において取り組みました。</li> <li>●7月に松阪市内の櫛田川で実施された国土交通省主催の災害対策車両等操作訓練に参加し、排水ポンプ車等の操作技術の習得に取り組みました。</li> <li>●職員防災一斉メールの使用による情報伝達訓練および課長級職員を対象にした防災研修を実施しました。研修内容については新たに「三重県地域防災計画の確認」、「災害を経験した被災県職員の体験談」および「状況予測型図上訓練」を実施し、特に初動期における各所属の責任者である課長級職員の対応について学ぶ内容としました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の整備については、効果的かつ効率的に、施設整備等を進めていく必要があります。</li> <li>●内水浸水シミュレーションを実施するためには、放流先の河川の洪水シミュレーションの内容を取り入れる必要があるため、河川管理者と協議を進める必要があります。</li> <li>●堆積土砂の撤去が必要な河川が多く残されていることから、今後も継続して堆積土砂撤去事業を推進していく必要があります。</li> <li>●河川・海岸・港湾・砂防施設の安定的な機能確保を図るため、引き続き定期的な施設点検を実施し、施設の予防保全に取り組んでいく必要があります。</li> <li>●平成27年の水防法改正にともない、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を作成する必要があることから、既に作成している水位周知河川の浸水想定区域図を見直す必要があります。</li> <li>●防災・減災に向けた迅速な対応ができるよう、現地で作業を行う職員が訓練に参加し操作技術を習得することが必要です。</li> </ul>

●職員防災一斉メールの使用による情報伝達訓練においては、連絡不可者に対して、様々な機会を通じた啓発・指導を行います。課長級職員を対象にした防災研修については、引き続き実施するとともに内容を充実していく必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

- 木津川など13河川で整備を進めます。
- 1市において、内水ハザードマップの完成をめざします。また、過去に浸水実績のあった市町に対し、内水ハザードマップの必要性を説明し、内水ハザードマップの策定に着手してもらえるよう働きかけを行います。
- 洪水被害の防止・軽減を図るため、引き続き「箇所選定の仕組み」による関係市町と情報共有を行い、河川堆積土砂の撤去必要箇所を選定し、緊急度の高い箇所から計画的に河川堆積土砂の撤去を進めていきます。
- 河川・海岸・港湾・砂防施設の定期点検を実施し、施設の状態把握に努め、その結果に基づき適切な対策措置を講じていきます。
- 水位周知河川に指定された5河川において、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を作成します。
- 国土交通省からの情報を共有し、地域機関の職員に操作訓練への積極的な参加を促します。
- 職員防災一斉メールの使用による情報伝達訓練において、連絡不可者が多い所属については、単独の訓練実施を呼びかけるなど改善を図ります。発災時に各職場の実務的な責任者となる課長級の職員を対象とした研修を引き続き行い、特に、災害が生じた際の対応について、より充実した内容の研修を実施します。

事前に備えるべき目標	<b>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</b>
リスクシナリオ	-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適切な災害情報の提供</li> <li>②宅地災害予防対策の推進</li> <li>③土砂災害防止施設の整備</li> <li>④土砂災害警戒区域等の指定</li> <li>⑤警戒避難体制整備等のソフト対策</li> <li>⑥大規模災害を考慮した都市づくり</li> <li>⑦治山施設の整備、自然と共生した森林づくり</li> <li>⑧ため池の耐震化等</li> </ul>

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災みえ. JP メール配信サービスの周知啓発を行いました。また、多様な手段による情報提供を行うため、新たに、Lアラートへの情報発信を開始しました。</li> <li>●梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、広報活動を行うことにより、宅地防災に対する県民意識の高揚を図りました。また、開発施工区域内を県と市が合同でパトロールし、がけ法面の崩れや土砂流出がないことを確認しました。さらに、宅地等開発事業者のパトロールを行うよう指導し、工事現状の把握と危険箇所等の点検を実施しました。</li> <li>●土砂災害から県民の生命・財産を守ることを目的として、土砂災害防止施設の整備を進めた結果、平成27年度末において18,284戸（保全率換算値26.4%）が保全されました。</li> <li>●土砂災害危険箇所のある全市町（27市町）において、土砂災害防止法に基づく基礎調査に着手しました。</li> <li>●市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催した結果、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。</li> <li>●大規模災害を考慮した都市づくりを進めるため、関係市町等と調整・協議し、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）」を作成しました。</li> <li>●山地災害危険地対策や機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施するとともに、市町や森林組合等の林業事業体による造林・間伐などの森林整備や鳥獣害対策を支援しました。また、森林環境創造事業等による多様な森林づくりや、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。</li> <li>●老朽化が著しい農業用ため池5箇所の耐震化などに着手し、農業用ため池5箇所および地すべり対策1箇所の整備が完了しました。また、計画的に耐震化を進めるため、県内のため池耐震調査を実施し、その調査結果をふまえたうえで、危険度や被災時の影響等を考慮した「三重県農業農村整備計画」を策定しました。</li> </ul> <p>農業用ため池ハザードマップの作成について26市町に働きかけを行い、危険なため池のハザードマップ作成に向けた意識の向上を図った結果、農業用ため池52箇所においてハザードマップを作成しました。（県内累計387箇所）</p>
今後の課題

- メール配信サービスの周知啓発を、引き続き行っていく必要があります。また、多様な手段による情報提供を行うため、Ｌアラート以外の情報提供手段による情報提供も行う必要があります。
- 宅地防災月間以外でも開発施工区域をパトロールし、開発事業者の安全意識の向上を図る必要があります。
- 土砂災害保全戸数は平成 27 年度末で 26.4%と依然として低い状態であることから、引き続き、土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の平成 31 年度までの完了に向けた取組を進める必要があります。
- 土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、「土砂災害警戒避難ガイドライン」をもとに的確な判断ができる体制づくりが必要です。
- 地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- 平成 27 年の台風等で発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等を推進する必要があります。また、森林所有者の理解と協力を得て、公益的機能の発揮に向けた森林の整備を引き続き進める必要があります。
- 農業用ため池の耐震調査の推進とあわせ、市町等と協議のうえ、計画的に耐震化を進めていく必要があります。また、農業用ため池が決壊した場合、人命等に被害が及ぶことから、早急にハザードマップを作成する必要があります。

## 2 平成 28 年度の取組方向

### 取組方向

- メール配信サービスの時期をとらえた普及・啓発活動の強化などに取り組むとともに、メール配信項目について、チラシやホームページにより周知します。また、多様な手段による情報提供を行うため、新しい防災情報プラットフォームの構築において情報提供手段の追加を行います。
- 5月の宅地防災月間の取組を実施することで防災意識の向上を図るとともに、開発施工区域については、秋期にもパトロールを実施することで災害の未然防止に努めます。
- 激甚化の傾向にある自然災害に対応するため、要配慮者利用施設および防災上の拠点施設を保全する箇所を重点的に整備し、土砂災害保全戸数の増加を図ります。
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査については、津市、四日市市、熊野市など 18 市町、約 1,700 箇所を実施します。
- 市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年 3 回開催します。また、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準の制定を促進します。
- 「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定・公表のうえ、大規模土砂災害等、災害リスク低減の考え方を都市計画基本方針に反映します。
- 平成 27 年の台風等による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めるとともに、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所での治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。また、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、環境林における間伐等の森林整備を促進するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出等を行うなど、災害に強い森林づくりを進めます。
- 農業用ため池の耐震化については、継続箇所の早期完了に取り組むとともに、耐震調査やハザードマップの作成を進め、ハード対策・ソフト対策の両面から計画的に取組を推進していきます。ま

た、地すべり対策事業についても、平成 29 年度からの新規着手に向け、引き続き市町等との協議を進めていきます。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
推進方針	①情報提供手段および情報収集手段の多様化・確実化 ②地方公共団体の人員・体制整備 ③交通渋滞の回避 ④避難体制整備の支援

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●防災みえ.JP メール配信サービスの周知啓発を行いました。また、多様な手段による情報提供を行うため、新たに、Lアラートへの情報発信を開始しました。さらに、情報の提供手段としてSNSを活用することとし、新しい防災情報プラットフォームの基本計画の策定を行いました。</p> <p>津波浸水想定区域や孤立想定区域、地震、津波による被害が想定される危険箇所等を示した地図と各企業の作業範囲を明示した道路啓開マップをもとに、平成27年9月に、国、県、建設企業との連携による訓練を実施しました。</p> <p>●コンビナート災害における初動期の対応については、継続的な対応と専門性の確保を図るため、発生要因の特定に至るまでは災害対策基本法に基づく災害対策本部で活動し、その後の状況の推移にともない、災害対策本部の編成を活かしたまま「コンビナート班」を設置する体制に見直しました。</p> <p>●地震等により信号柱が倒壊し、避難路等が走行不能となることを防ぐため、老朽化した信号柱21本を更新しました。また、渋滞情報の表示や災害発生時の避難誘導に活用するため、老朽化した交通情報板を更新しました。</p> <p>●市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインの内容を中心とした説明会を年3回開催した結果、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。</p>
今後の課題	<p>●メール配信サービスについての周知啓発を、引き続き行っていく必要があります。また、新しい防災情報プラットフォームでSNSによる情報提供ができるよう、策定した基本計画をもとに、新しい防災情報プラットフォームのシステム構築業務の発注を行う必要があります。</p> <p>大規模災害発生時には、通信・連絡手段を喪失することが想定され、被害状況の把握が遅れることが危惧されることから、こうした事態においても公共土木施設の被災状況を迅速に把握するため、情報伝達体制の強化に向けて、建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づき、道路啓開マップを活用した訓練を継続して実施していく必要があります。</p> <p>●さまざまな訓練等を通じて、今回改正した「災害対策本部活動計画」に基づく災害対策活動について定着化させていく必要があります。</p> <p>●三重県内約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置付きの信号機は125箇所の主要交差点にしか整備されていないことから、引き続き電源付加装置付きの信号機の整備を推進していく必要があります。</p> <p>●土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、土砂災害警戒避難ガイドラインをもとに的確な判断ができる体制づくりが必要です。</p>



## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●メール配信サービスの時期をとらえた普及・啓発活動の強化などに取り組むとともに、メール配信項目について、チラシやホームページにより周知します。また、SNSなど多様な手段による情報提供を含めた新しい防災情報プラットフォームのシステム構築業務の発注を行い、平成29年4月の運用開始に向けてシステムの構築を進めていきます。

公共土木施設の被災状況を迅速に把握するため、建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づき、情報伝達体制の強化に向けた訓練を実施します。

●今回改正した「災害対策本部活動計画」に基づく災害対策活動について定着化させるため、さまざまな研修を実施します。

●地震等により信号柱が倒壊し、避難路が走行不能となることを防ぐため、老朽化した信号柱を更新します。また、停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置付きの信号機の整備を推進します。加えて、信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や、信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施します。

●市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回実施します。また、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準の制定を促進します。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
推進方針	①物資輸送ルート(陸路)の確保 ②物資輸送ルート(空路、海路)の確保 ③迅速な道路啓開の態勢整備 ④水道施設の耐震化等 ⑤燃料の備蓄の促進 ⑥民間物流施設等の災害対応力の強化 ⑦各家庭における備蓄量の確保 ⑧自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。</p> <p>近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）では工事が本格的に進められ、新宮紀宝道路では設計・調査に着手、熊野道路では平成28年1月に幅杭設置に向けた説明会が開催されるなど、進捗が図られました。</p> <p>直轄国道については、県内における国道258号の4車線化が完了しました。また、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)の河川内工事や北勢バイパスのトンネル工事に着手しました。さらに、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進しました。その結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号（奥立川）において約0.1kmを供用し、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号（大内拡幅）において約1.6kmを4車線化しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋等、17橋の耐震化を図りました。</p> <p>●緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁2漁港および粘り強い構造を有する施設2漁港の整備を進めました。この結果、1漁港の耐震強化岸壁と1漁港の粘り強い構造を有する施設の整備を完了することができました。また、東紀州（紀南）広域防災拠点への航空燃料備蓄に向けて、航空燃料備蓄貯蔵所の設計を実施しました。</p> <p>●これまで進めてきた道路啓開基地（14箇所）および道路構造の強化（21箇所）の整備が全て完成しました。また、道路啓開の態勢整備を図り、9月に、国、県、建設企業と連携した道路啓開訓練を実施しました。</p> <p>●櫛田川水管橋の耐震化が完了しました。また、平成9年度に三重県と県内69市町村(当時)とで締結した「三重県水道災害広域応援協定」に基づく実施要領について、各市町の資機材保有状況の更新を行いました。さらに、各市町の管理する給水拠点（浄水場、配水池）の緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を更新し、関係市町と情報共有を行いました。</p> <p>●県立学校については、燃料（発電機用ガソリン、プロパンガス）の備蓄状況を確認しました。</p> <p>●「みえ企業等防災ネットワーク」において、県内に立地する企業が自らの防災力を高め、また、地域の防災力向上に寄与することを目的に、地域別企業防災研修を開催し、企業における防災人材の育成を行いました。あわせて、業務継続計画（BCP）の策定について、同ネットワークの研修会等において、BCP普及分科会を開催するほか、計画の策定を希望する企業に対して、必要な支援を行い</p>



ました。

●防災啓発のため、テレビ、ラジオおよび新聞等の多様なメディアを活用したほか、啓発冊子の配布、「自主防災リーダー人材育成講座」等の研修を行うなど、あらゆる機会を活用して個人備蓄の必要性を呼びかけました。

●近隣府県からの物資等の応援・受援体制にかかる連携強化を図るため、中部圏および近畿圏で実施された訓練に参加しました。また、県の物資支援体制について、国（中部運輸局）、物流事業者、流通事業者、自衛隊等の協力受けながら検討を実施し、三重県トラック協会との協定改定や「三重県災害時物資支援活動基本方針」の策定を行いました。

## 今後の課題

●高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかける必要があります。また、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。

●緊急時の物資輸送拠点や漁港および背後集落の被害軽減を図るため、早期に耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を整備する必要があります。

●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開マップを活用した国・県・建設企業が連携した訓練を今後も継続して実施する必要があります。

●鈴鹿川派川水管橋等の道路橋と共同となっている水管橋についても、今後の道路橋耐震化計画に合わせた耐震化が必要です。

地震や津波の発生による応急復旧の体制整備はもちろんのこと、避難場所への給水を行うために各市町の給水拠点や確保できる水量の把握が求められていることから、それらの情報を随時更新し、関係者と情報を共有する必要があります。

●航空燃料備蓄貯蔵所および航空燃料の備蓄等に必要となる資機材を計画的に整備する必要があります。

県立学校において、発電機用ガソリン、プロパンガスのいずれの燃料も備蓄していない学校が6校あることから、これらの学校への燃料の備蓄に取り組んでいく必要があります。また、公立小中学校については、燃料の備蓄状況を把握する必要があります。

●企業における防災活動を効果的に進めていくため、防災に関する専門的な知識を持った人材や、災害時に率先して行動することのできる人材を、引き続き養成する必要があります。また、業務継続計画（BCP）について、みえ防災・減災センターや「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性について、企業に対し啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。

●飲料水や食料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着を図るため、県民に対して、効果的な個人備蓄の啓発を行う必要があります。

●中部圏および近畿圏の関係府県との連携強化を図るため、積極的に訓練等に参加し、広域応援・受援体制を整備するとともに、県の物資支援体制についても、引き続き、検討を進めていく必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路および新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）および松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線や北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。

県管理道路については、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

●耐震強化岸壁の整備や漁港事業継続計画（BCP）の策定を進めるとともに、漁港および背後集落の被害軽減に取り組みます。

●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた訓練を継続して実施します。

●管路や浄水場など多くの施設を維持しながら事業運営を行っていることから、今後想定される大規模地震に備え、引き続き危機管理体制の強化を図るとともに、耐震化計画に基づく耐震化を推進していきます。また、東日本大震災をふまえて、国や関係機関からの被害想定結果をふまえ、各事業別の耐震化計画および安全対策等の見直しを行います。

市町の応急給水体制について、各市町が管理する給水拠点（浄水場、配水池）の位置や有効水量などの緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を更新します。また、施設立入検査時において、浄水場、配水池の応急給水付属施設や進入道路等に注目し、実際の現地を確認のうえ、情報の整理を行います。

●航空燃料備蓄貯蔵所および航空燃料の備蓄等に必要となる資機材を整備します。

燃料備蓄のない県立学校への備蓄方法等について、状況の把握、協議・調整を行い備蓄に向けた取組を進めます。また、公立小中学校については、「学校防災取組状況調査」により、燃料の備蓄状況を把握します。

●みえ防災・減災センターの取組を中心に、「みえ企業等防災ネットワーク」とも連携しながら、引き続き企業防災担当者の人材育成を進めるとともに、企業に対する防災・減災に関する相談対応などを通じて、企業等における防災・減災への取組を支援していきます。また、業務継続計画（BCP）策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。

●多様なメディアや研修、イベント等、あらゆる媒体や機会を活用して、個人備蓄の啓発を行います。

●中部圏および近畿圏の関係府県との連携強化を図るため、中部圏および近畿圏で実施される訓練など、広域応援・受援体制の訓練に参加します。また、「三重県災害時物資支援活動基本方針」をもとに、訓練（図上、実動）の実施・検証を行いながら、県の物資支援体制の検討を進めていきます。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	-2 多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生
推進方針	①緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備 ②孤立化防止対策事業への支援等 ③雨量規制区間の代替ルートの確保 ④災害発生時に避難路となる林道、農道および漁港関連道の整備 ⑤漁港施設の防災・減災対策 ⑥災害発生後の機動的・効率的な活動の確保 ⑦民間備蓄等との連携 ⑧行政機関の機能低下の回避 ⑨被災による機能低下の回避 ⑩災害情報の収集

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●これまで進めてきた道路啓開基地（14箇所）および道路構造の強化（21箇所）の整備が全て完成しました。また、大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。</p> <p>近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）では工事が本格的に進められ、新宮紀宝道路では設計・調査に着手、熊野道路では平成28年1月に幅杭設置に向けた説明会が開催されるなど、進捗が図られました。</p> <p>直轄国道については、県内における国道258号の4車線化が完了しました。また、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の河川内工事や北勢バイパスのトンネル工事に着手しました。さらに、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進しました。その結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号（奥立川）において約0.1kmを供用し、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号（大内拡幅）において約1.6kmを4車線化しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋等、17橋の耐震化を図りました。</p> <p>●県内の孤立可能性集落数の把握と、孤立可能性のある集落における対策の実施状況の調査を実施しました。また、災害時における孤立化防止対策として、地域減災対策推進事業により、市町が整備する衛星携帯電話、防災行政無線戸別受信機等および移動系防災行政無線携帯型の整備に対する支援を行いました。</p> <p>●一般国道260号木谷バイパスと木谷拡幅（志摩市浜島町南張～南伊勢町木谷）の約1.4kmを供用開始し、雨量規制区間の代替ルートを確保しました。</p> <p>●避難路として利用可能となる農道12箇所のうち、整備が完了していない3箇所について整備を進め、1箇所の整備が完了しました。また、漁港関連道についても1箇所の整備を進めました。</p> <p>●緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁2漁港および粘り強い構造を有する施設2漁港の整備を進めました。この結果、1漁港の耐震強化岸壁と1漁港の粘り強い構造を有する施設の整備を完了することができました。</p> <p>●10月23・24日に、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町で開催した「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練」において、県北部ゼロメートル地帯を想定した液状化</p>
----------	--

冠水地区救出訓練や、消防団、自主防災組織が参加する、倒壊家屋座屈建物救出訓練等を実施しました。また、災害対策本部の活動を支援する新しい防災情報プラットフォームの基本計画の策定を行いました。

●災害時の支援等に関する協定について、物資等の緊急輸送（1件）、民間賃貸住宅の提供（3件）、放射線被ばくの防止（1件）、廃棄物処理（1件）、バスによる輸送（1件）、避難行動要支援者支援（2件）、医療対策（8件）、応急復旧対策（1件）の計18件の協定を事業者団体と締結しました

●「三重県業務継続計画（三重県BCP）」を策定して、通常業務の中から非常時優先業務を明らかにし、これに必要な経営資源量等の整理を行い、県業務を維持しつつ災害対応を実施できる体制の確立を図りました。

●「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」について、被災による機能低下を回避するため、計画の見直し準備を進めました。

●災害情報の収集のため、災害時における映像情報の共有化について、デジタルカメラ撮影画像の映像の伝送訓練やテレビ会議システムを使用した映像伝送訓練等を実施しました。また、ヘリコプターテレビシステムについては、大規模災害を想定した、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練等において、同システムを活用した訓練を実施するとともに、警察用航空機「いせ」搭載の同システムのデジタル化更新整備を行いました。

#### 今後の課題

●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開マップを活用した国・県・建設企業が連携した訓練を今後も継続して実施する必要があります。

高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念など課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけていく必要があります。また、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。

●災害時に集落が孤立することによる被害の発生を防ぐため、引き続き、災害時における孤立可能性について把握するとともに、市町が実施する孤立化防止対策について、支援を行う必要があります。

●雨量規制区間の代替ルートとなる一般国道422号三田坂バイパスについて、平成29年度の供用開始に向け、事業進捗を図る必要があります。

●避難路としての農道や林道等の道路整備を進めていく必要があります。

●緊急時の物資輸送拠点や漁港および背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。

●地域における防災力の向上のため、引き続き、各地域の課題に応じた訓練を地域住民の参加のもと、参加市町と協力して実施する必要があるとともに、実際の災害対応において活動する場所や施設、実動可能な人員、資機材、各種協定等を活用する実践的な訓練とする必要があります。

●地方公共団体、企業、事業者団体等との協定締結の促進や協定内容の充実を図っていく必要があります。

●「三重県業務継続計画（三重県BCP）」は、平時の事務分掌に基づく「通常業務における非常時優先業務の継続・再開」に特化したBCPとしたことから、毎年度、各所属が計画の検証と見直し



に取り組み、継続的に更新を図っていく必要があります。

●大規模災害発生時においても、治安および県民生活に重大な影響を及ぼさないよう、「三重県警察業務継続計画」を継続的に見直していく必要があります。

●災害時の映像情報の共有化のための訓練を引き続き行う必要があります。また、災害発生時における画像情報を迅速かつ確実に収集・伝達するため、引き続きヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施するとともに、有事の際に備えて、同システムの維持・管理による機能確保を図っていく必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた訓練を継続して実施します。

大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路および新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）および松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線や北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。

県管理道路については、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

●孤立可能性のある集落の状況把握を引き続き行います。また、地域減災対策推進事業による孤立化防止対策において、市町が整備する衛星携帯電話、防災行政無線戸別受信機等および移動系防災行政無線携帯型の整備に加えて、I P無線機の整備についても支援を行います。

●雨量規制区間の代替ルートとなる一般国道422号三田坂バイパスの事業進捗を図るため、橋梁上部工、トンネル設備工、道路工を実施します。

●避難路としての整備が完了していない農道2箇所、漁港関連道1箇所について、早期開通に向け整備を推進します。

●耐震強化岸壁の整備や漁港事業継続計画（BCP）の策定を進めるとともに、漁港および背後集落の被害軽減に取り組みます。

●三重県総合防災訓練については、実際の災害対応において活動する場所や施設、実動可能な人員、施設、資機材、各種協定等を活用する実践的な訓練を実施します。

●災害時における広域連携・支援体制を構築するため、各部局と連携して、様々な業種の団体と協定の締結に向けた交渉を行い、協定の締結につなげていきます。

●「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各所属における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。

●災害情勢や各種訓練における検証結果等をふまえ、「三重県警察業務継続計画」の見直しに向けた

取組を推進します。

●映像情報の共有ができるように、映像伝送訓練およびテレビ会議システムの運用訓練などを行います。また、ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達訓練を継続して実施するとともに、災害発生時に即応できるよう、機上設備及び地上設備の保守点検に取り組んでいきます。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①救助機関の災害対応力強化</li> <li>②災害対応能力の向上</li> <li>③常備消防の充実強化</li> <li>④災害医療の体制整備</li> <li>⑤消防団員等の人材育成</li> <li>⑥合同訓練等の実施</li> <li>⑦警察施設、消防施設の耐震化等</li> <li>⑧情報通信機能の耐災害性の強化</li> <li>⑨消防救急無線のデジタル化</li> <li>⑩自治体、関係府省庁の連携</li> </ul>

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●大規模災害時における応急体制を充実するため、大規模災害に備えた連携強化について、実際の災害を想定し、自衛隊と意見交換を実施しました。</p> <p>●大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施するとともに、夜間活動に使用する現場活動用投光機を7警察署（累計14警察署）に整備しました。</p> <p>大規模災害発生時において、災害警備活動を迅速かつ的確に実施できるよう、警察本部と各警察署との間での被災情報の収集・報告や警察活動の指示・報告等を行う図上訓練の実施や、各警察署における装備資機材の取扱訓練等の災害警備訓練を実施など、各種災害警備訓練を通じて災害対処能力の向上を図りました。また、防災関係機関との間での確かな情報共有や活動調整が行えるよう、各警察署において、防災関係機関が主催する協議会や合同訓練に参加するとともに、防災関係機関との災害危険箇所の合同実査の実施など連携強化に向けた取組を実施しました。さらに、三重県内で実施された中部管区内6県警察合同による部隊輸送、救出救助等の訓練を実施し、警察災害派遣隊の広域運用を見据えた災害対処能力の向上を図りました。</p> <p>●救急救命士養成機関での新規養成支援や、救急救命士が行える特定行為等救急救命処置の拡大に対応した消防学校での講習を実施し、救急救命士の新規養成と資質の向上を図りました。また、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を開始しました。</p> <p>●各地域において、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防、保健所、市町等を厚生委員とする地域災害医療対策会議を立ち上げ、地域の災害医療体制の整備について検討、協議、情報交換を行うとともに、訓練、研修を実施しました。</p> <p>DMA Tや医療救護班の派遣や受入、調整機能の確保などに必要な体制を確認するため、中部DMA T訓練、県図上訓練において訓練を実施しました。また、平成27年10月に桑名市で実施した県総合防災訓練においては、災害医療コーディネーターが参加し、医療連携訓練を実施しました。さらに、平成27年年12月に実施した桑名・四日市地域の災害医療情報伝達訓練において、当該地域の災害医療コーディネーターとともに訓練を実施するとともに、県内4地域で災害医療コーディネーター研修を実施しました。</p>

●甚大化する自然災害に対応するため、地域防災力の中核を担う「消防団」と「自主防災組織」の充実強化を図り、地域の組織力を発揮するための人づくりの新たな仕組みとして、みえ防災・減災センターと連携し、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」の取組を実施しました。

消防団員等の人材育成のため、年間 3,436 名の消防職団員・その他消防防災関係者等の教育訓練を実施し、消防防災関係職員の資質の向上を図りました。また、消防学校と連携し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織アドバイザーとなる消防団員の養成に取り組みました。

●10月23・24日に、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町で開催した、「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練」において、県北部ゼロメートル地帯を想定した液状化冠水地区救出訓練や、消防団、自主防災組織が参加する、倒壊家屋座屈建物救出訓練等を実施しました。

●松阪警察署多気警察官駐在所を建て替え整備したほか、津波浸水被害が予測されている四日市北警察署や伊勢警察署南島幹部交番の建て替え整備計画を進めました。

●災害発生時における非常通信を確保するため、市町から県への非常通信ルートとして利用可能な通信ルートの見直しを行うとともに、非常通信訓練を実施しました。

●消防救急無線のデジタル方式への移行について、維持管理を行う三重県市町総合事務組合が開催する三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会にオブザーバーとして参加するなど、円滑に運用できるように必要な支援を行いました。

●北勢広域防災拠点については、各種法令手続きや関係機関との事前調整を行い、造成工事に着手しました。また、近隣府県からの物資等の応援・受援体制にかかる連携強化を図るため、中部圏および近畿圏で実施された訓練に参加しました。

現地災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを未策定の8市町（行政・社協）を訪問し、現状についてヒアリングするとともに、マニュアル策定について働きかけを行った結果、未策定市町を5市町にすることができました。また、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制の充実に向け、他県で常設化している地域の災害ボランティアセンターの事例調査を実施しました。

## 今後の課題

●災害時における円滑な連絡体制の構築に向け、調整を進めていく必要があります。

●昼夜を問わずに発生する大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、初動警察体制の強化に取り組む必要があります。

実戦的な災害警備訓練を継続して実施するとともに、訓練の検証結果等をふまえ、各種計画の見直しを行うなど、災害対処能力のさらなる向上を図る必要があります。また、防災関係機関との間で災害に備えた具体的な対策を検討するなど、連携強化に向けた取組を継続して実施する必要があります。

さらに、大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、警察災害派遣隊の実戦的訓練により災害対処能力の向上を図る必要があります。

●救急救命士の新規養成や資質の向上につながる取組を進めるため、消防本部において教育訓練を行える人材（指導救命士）の育成を図るとともに、認定された指導救命士の効果的な活用を図っていく必要があります。

●地域により取組内容にばらつきがあることから、地域における訓練、研修を実施することにより、関係機関の連携強化を図る必要があります。

災害医療コーディネーター研修について、知見を深める、より実践的な内容とする必要があります。



す。また、災害医療コーディネーターが地域の訓練に参加する環境を整備する必要があります。

●自主防災組織リーダー研修が、自主防災活動の活性化につながるよう、自主防災組織のリーダーとして必要な知識、技能を習得させるとともに、その役割についての自覚を高める内容の研修とする必要があります。また、地域防災力の向上のため、消防団との連携の促進を図り、隙間のない災害対応ができる体制づくりが必要です。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行にともない、消防団の強化をはじめ、住民の防災意識向上および防災活動への参加促進、自主防災組織等の活動の活性化等、地域防災力の強化を図る必要があります。

●地域における防災力の向上のため、引き続き、各地域の課題に応じた訓練を地域住民の参加のもと、市町と協力して実施する必要があります。また、実際の災害対応において活動する場所、実動可能な人員、施設、資機材、各種協定等を活用した実践的な訓練とする必要があります。

●警察署や交番、駐在所については、災害警備活動や治安維持活動の拠点として、あらゆる警察事象に対応する必要があることから、津波や洪水により浸水が予想される施設はもとより、地域情勢を十分考慮し、総合的に判断したうえで耐震化を進めていく必要があります。

●非常通信ルートの点検を行い、常に有効な状態にしておく必要があります。さらに、非常時に利用可能なルートを把握しておくため、訓練を行う必要があります。

●消防救急無線（共通波）のデジタル化について、運用面・技術面での助言等適切なフォローアップを行っていく必要があります。

●北勢広域防災拠点の平成 29 年度の建設完了に向けて、造成工事を早期に完成させるとともに、土木構造物工事や、備蓄倉庫工事、無線設備工事を進めていく必要があります。

中部圏および近畿圏の関係府県との連携強化を図るため、積極的に訓練に参加し、広域応援・受援体制を整備する必要があります。

現地災害ボランティアセンターが、大規模災害時に災害ボランティアを受け入れ、被災者支援の活動を円滑に行うことができるよう、設置・運営マニュアルが整備されていない市町に対して、引き続きマニュアル策定について働きかけを行う必要があります。また、「みえ災害ボランティア支援センター」の幹事団体の合意形成を図りながら、支援センターのあるべき姿の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

## 2 平成 28 年度の取組方向

### 取組方向

●自衛隊との連絡会議において教訓・課題等の対応について協議を行い、総合防災訓練・図上訓練等により検証し、実効性の向上を図ります。

●非常参集訓練等の各種訓練を継続して実施するとともに、警察署への現場活動用投光機の整備拡充により初動警察体制の強化に取り組みます。

大規模災害発生時において、災害警備活動を迅速かつ的確に実施できるよう、実戦的な災害警備訓練を継続して実施し、災害対処能力の向上を図るとともに、防災関係機関との間での確かな情報共有や活動調整が行えるよう、引き続き協議会や合同訓練に積極的に参加し、防災関係機関との間で協議した事項については、訓練等により検証して実効性の向上を図るなど、さらなる連携強化を図ります。また、中部管内 6 県警察合同による中部管区広域緊急援助隊合同訓練を通して、県外発災時における警察災害派遣隊の部隊相互の連携強化と災害対処能力の向上に取り組みます。

●救急救命活動の向上を図るため、引き続き、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救命救急士の処置範囲の拡大に対応した養成講習を実施します。また、救急現場での活動に関する教育を行える救急救命士（指導救命士）の養成講習を実施するなど、救急救命士の新たな養成と資質の向上を図っていきます。

●保健所・市町担当課長会議および保健所担当者会議において、各地域の取組について情報共有を行うとともに、情報伝達訓練など具体的な訓練・研修を実施するよう、引き続き支援していきます。

災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備するため、県総合防災訓練や図上訓練、各地域の情報伝達訓練などへの災害医療コーディネーターの参加を促していきます。また、災害医療コーディネーター研修を通じて、災害医療コーディネーターの知見を深め、災害訓練の必要性を理解してもらうことで、地域における医療対策訓練の実施につなげていきます。

●自主防災組織の活性化を図るためには、組織の中心となるリーダーの役割が重要であることから、みえ防災・減災センターと連携し、県内の自主防災組織の中核を担う人材が防災に関する基礎知識や組織運営をはじめ、消防団との連携に必要な知識を身につけることができるよう、研修内容の充実を図るとともに、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」に引き続き取り組みます。また、「みえの防災大賞」や自主防災組織交流会などの開催により、自主防災活動に対する取組への意欲の向上と優良事例の共有による活動の活性化を図ります。

災害の複雑多様化、甚大化に的確に対応した広範多岐にわたる高度で専門的な知識・技術を有する消防職団員等の育成に向け、高度で実践的な教育訓練の実施、消防職団員等が受講しやすい環境の整備などに努めるとともに、近年の救急業務の高度化に対応した、救急救命士の追加教育や再教育など、教育の充実を図ります。

●三重県総合防災訓練については、実際の災害対応において活動する場所や施設、実動可能な人員、資機材、各種協定等を活用する実践的な訓練を実施します。

●四日市北警察署や伊勢警察署南島幹部交番の建て替え整備を推進するほか、関係機関と連携して、津波浸水被害が予測される警察署、交番、駐在所の保全と機能強化等を進めていきます。

●非常通信ルートの点検を行い、通信ルートを常に有効な状態にするとともに、非常通信訓練を実施します。

●消防救急無線（共通波）のデジタル化について、円滑な管理運営を実施するために設置される三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会にオブザーバーとして県も参加するなど、運用面・技術面での助言等適切なフォローアップを行っていきます。

●北勢広域防災拠点については、造成工事を完成させるとともに、土木構造物工事や備蓄倉庫工事、無線設備工事の発注を行い、円滑な事業進捗に努めます。また、中部圏および近畿圏で実施される広域応援・受援体制の訓練に参加します。

現地災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備に取り組む市町等に対して、有識者等の派遣に要する経費を県が負担するなど、市町等のマニュアル整備に向けた取組を支援します。また、大規模災害時において、県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制の充実について検討を進めていきます。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
推進方針	①災害時の石油類燃料の確保 ②災害時の航空燃料の備蓄貯蔵所の整備の促進 ③災害拠点病院での電源確保 ④インフラの整備・保全

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●停電を想定した庁舎自家発電の燃料を確保するため、「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」を開始し、県内の災害対応型給油所および小口燃料配送拠点に、緊急車両や自家発電機用燃料を確保しました。また、重要施設における燃料設備のデータベースについて、石油連盟と情報共有を行いました。</p> <p>●東紀州（紀南）広域防災拠点への航空燃料備蓄に向けて、航空燃料備蓄貯蔵所の設計を実施しました。</p> <p>●災害拠点病院における非常用発電装置の電源確保について調査した結果、「通常時の6割以上の発電容量」が確保できていないと報告してきた3病院のうち、2病院が計算方法に誤り等により、6割以上の発電容量が確保できていたことが判明しました。</p> <p>●道路の安全性を高めるため、市街地等における道路の無電柱化を進め、外宮度会橋線 伊勢市一之木～伊勢市曾弥（L=0.34km）、伊勢市吹上～伊勢市一之木（L=0.9km）において、電線類の地中化を完了しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋など17橋の耐震化を図るとともに「道路ストックの総点検」において、緊急的に修繕が必要と判断された施設（トンネル、照明等）の修繕を行いました。</p> <p>16河川において河川整備に取り組み、約0.2kmの整備が完了しました。</p> <p>土砂災害防止施設の整備を進め、土砂災害保全戸数は43戸増加しました。</p> <p>鳥羽河内ダム建設工事着手に向けた用地調査を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。</p> <p>高潮対策として、長島地区海岸他15地区海岸において約1.4kmの整備を実施するとともに、耐震対策について約0.9km実施しました。</p> <p>港湾施設については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新（L=48m）、宇治山田港（大湊地区）の護岸更新（L=90m）を実施しました。</p>
今後の課題	<p>●災害対策用燃料として確保した燃料を災害時に円滑かつ適確に届けるため、石油連盟との連絡・連携体制の強化を図る必要があります。</p> <p>●航空燃料備蓄貯蔵所および航空燃料の備蓄等に必要となる資機材を計画的に整備する必要があります。</p> <p>●災害拠点病院における非常用発電装置の電源確保について、「通常時の6割以上の発電容量」が確保できていない1病院に対して、補助金の活用を含めた整備促進を働きかける必要があります。</p> <p>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</p>

電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。

道路の維持修繕については、道路法の一部改正にともない、道路の主要な6施設（橋梁、トンネル等）について、5年に1回、近接目視による点検が義務付けられたことから、今後は、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

## 2 平成28年度を取組方向

### 取組方向

●災害対策用燃料として確保した燃料を、災害時に円滑かつ適確に届けるため、訓練などを通じて、石油連盟との関係性を強化していきます。

●航空燃料備蓄貯蔵所および航空燃料の備蓄等に必要となる資機材を整備します。

●災害拠点病院における非常用発電装置について、国の交付金の活用による基金事業に合わせて、整備を促進するための補助を実施することにより、引き続き整備を進めていきます。

●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関および地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

改正道路法に基づく確実な点検の実施と、平成26年度の点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後概ね5年以内に修繕していきます。

土砂防災防止施設については、要配慮者利用施設および防災上の避難地、避難路を保全する施設を重点的に整備しつつ、土砂災害保全戸数の増加に努めます。

河川の整備については、木津川など13河川で整備を進めます。

川上ダムについては、早期完成に向け引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムについては、着実に事業を推進していきます。また、管理中のダムは、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。

海岸堤防の高潮対策および耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。

港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策を進めます。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足
推進方針	①一時滞在施設の確保 ②インフラの整備・保全 ③交通渋滞の回避 ④代替輸送手段の確保等 ⑤観光地の防災対策

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●既協定締結事業者の連絡先の確認を行うとともに、災害時帰宅支援ステーション事業への負担金による事業依頼を行い、災害時帰宅支援ステーションを広く住民に周知するため、協定事業者にステッカーを配布しました。（三重県内 938 店舗（H27.9 現在））</p> <p>●道路の安全性を高めるため、市街地等における道路の無電柱化を進め、外宮度会橋線 伊勢市一之木～伊勢市曾弥（L=0.34km）、伊勢市吹上～伊勢市一之木（L=0.9km）において、電線類の地中化を完了しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道 164 号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋 1 号橋など 17 橋の耐震化を図るとともに「道路ストックの総点検」において、緊急的に修繕が必要と判断された施設（トンネル、照明等）の修繕を行いました。</p> <p>16 河川において河川整備に取り組み、約 0.2 k m の整備が完了しました。</p> <p>土砂災害防止施設の整備を進め、土砂災害保全戸数は 43 戸増加しました。</p> <p>鳥羽河内ダム建設工事着手に向けた用地調査を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。</p> <p>高潮対策として、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.4 k m の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.9 k m 実施しました。</p> <p>港湾施設については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新（L=48m）、宇治山田港（大湊地区）の護岸更新（L=90m）を実施しました。</p> <p>●信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施しました。また、信号機電源付加装置を有する信号機については、保守委託業者により燃料の充填状況および動作状況の確認を行いました。</p> <p>●帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送について、伊勢志摩地域で「伊勢志摩サミット自然災害対策」がテーマに設定され、課題の検討に取り組みました。</p> <p>●被害が複数の府県にまたがる大規模広域災害時での緊急輸送に対応するため、近畿 2 府 8 県および関西広域連合と近畿 2 府 8 県バス協会とで「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結しました。また、帰宅困難な観光客への支援にかかる宿泊施設との協定締結、観光客の津波避難対策にかかる避難マップの改訂と現地確認、伊勢志摩サミット開催決定を契機とした観光関係者が主体となった地震・津波対策について、それぞれ市町を支援しました。</p>
今後の課題	



●災害時帰宅支援ステーションの充実に向け、引き続き、様々な業種の団体等との協定締結を進めていく必要があります。

●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。

電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。

道路の維持修繕については、道路法の一部改正にともない、道路の主要な6施設（橋梁、トンネル等）について、5年に1回、近接目視による点検が義務付けられたことから、今後は、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

●三重県内約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置付きの信号機は125箇所の主要交差点にしか整備されていないことから、引き続き、電源付加装置付きの信号機の整備を推進していく必要があります。

●既に検討の場が設けられているテーマにおける取組について、その取組成果を水平展開できるよう継続した支援が必要です。また、主要観光地の防災対策について、平成29年度までに6テーマに取り組むこととしており、新たな課題検討テーマに取り組んでいく必要があります。

●伊勢志摩サミットの開催決定を契機として取り組んだ、宿泊施設等観光関係者を中心とした地震・津波対策を、今後、どのように展開していくのか、県・市町で確認し、必要な支援に結びつけていく必要があります。

## 2 平成28年度取組方向

### 取組方向

●災害時における広域連携・支援体制を構築するため、各部局と連携して、様々な業種の団体と協定の締結に向けた交渉を行い、協定の締結につなげていきます。

●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関および地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

改正道路法に基づく確実な点検の実施と、平成26年度の点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後概ね5年以内に修繕していきます。

土砂災害防止施設については、要配慮者利用施設および防災上の避難地、避難路を保全する施設を重点的に整備しつつ、土砂災害保全戸数の増加に努めます。

河川の整備については、木津川など13河川で整備を進めます。

川上ダムについては、早期完成に向け引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムについては、着実に事業を推進していきます。また、管理中のダムは、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。

海岸堤防の高潮対策および耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。

港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策を進めます。

●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置付きの信号機の整備を推進します。また、信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や、信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施します。

●既に取り組んでいるテーマに関しては、これまでの取組が途切れることがないように、継続した働きかけと支援を行います。また、地震発生時の観光客への防災対策を進めるため、新たな課題検討テーマの設定に取り組めます。

●平成 28 年度は、ポストサミットとして国内外からより多くの観光客が伊勢志摩を中心として三重に訪れることが予想されるため、各地域に必要な支援を提供していきます。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	-6 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
推進方針	①適切な医療機能の提供 ②介護保険施設の相互支援協定の締結促進 ③インフラの着実な整備・保全 ④交通渋滞の回避

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●災害拠点病院等の耐震化について、2病院に対する補助を実施し、1病院の工事が完了しました。</p> <p>医薬品の確保に向けて、各災害拠点病院を訪問し、医薬品の備蓄に努めるとともに、院外処方が進んでいることから医薬品供給協定を締結するよう働きかけた結果、2病院で協定が締結されました。また、災害拠点病院との連携体制を強化するため、中部DMAT訓練や県総合防災訓練（桑名市）および総合図上訓練に伴う情報伝達訓練、EMIS訓練などを実施し、13の災害拠点病院がいずれかの訓練に参加しました。さらに、地域災害医療対策会議が主催する情報伝達訓練を実施し、7つの災害医療支援病院が訓練に参加しました。</p> <p>●特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設に対し、災害時における入所者の安全確保に向け、介護保険施設間相互の入居者の避難受け入れ体制等の構築について、文書にて働きかけを行った結果、いなべ市施設サービス連絡会の施設間（10団体／13施設）において「災害時相互支援協定書」が締結されました。</p> <p>●これまで進めてきた道路啓開基地（14箇所）および道路構造の強化（21箇所）の整備が全て完成しました。また、大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。</p> <p>近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）では工事が本格的に進められ、新宮紀宝道路では設計・調査に着手、熊野道路では平成28年1月に幅杭設置に向けた説明会が開催されるなど、進捗が図られました。</p> <p>直轄国道については、県内における国道258号の4車線化が完了しました。また、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の河川内工事や北勢バイパスのトンネル工事に着手しました。さらに、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進しました。その結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号（奥立川）において約0.1kmを供用し、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号（大内拡幅）において約1.6kmを4車線化しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋等、17橋の耐震化を図りました。</p> <p>●信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施しました。また、信号機電源付加装置を有する信号機については、保守委託業者により燃料の充填状況および動作状況の確認を行いました。</p>
今後の課題	



●県内の病院の耐震化について、耐震工事中の病院に対する補助を引き続き行うとともに、未耐震の病院に対して耐震化を働きかける必要があります。

医薬品の供給体制の確保について、医薬品供給協定締結が一部で増加しましたが、引き続き協定締結の促進に向けた取組の強化が必要です。また、災害時における円滑な救命・救助のためには、実動面での連携が不可欠なことから、連携訓練未実施の地域についての訓練実施を促していく必要があります。

●災害時における介護保険施設入所者の安全確保に向けては、各地域において相互支援協定が締結されるとともに、地域を越えた支援ができるような体制を検討する必要があります。

●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開マップを活用した国・県・建設企業が連携した訓練を今後も継続して実施する必要があります。

高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかける必要があります。また、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。

●三重県内約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置付きの信号機は 125 箇所の主要交差点にしか整備されていないことから、引き続き電源付加装置付きの信号機の整備を推進していく必要があります。

## 2 平成 28 年度の取組方向

### 取組方向

●災害拠点病院等の耐震化について、引き続き耐震化工事に対する補助を実施するとともに、計画どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対して、補助制度の内容を周知するほか、国に対し補助制度の拡充について働きかけを行います。

医薬品供給協定の締結については、引き続き、災害拠点病院に医薬品供給協定の役割と必要性について丁寧に説明し、理解を得ながら進めていきます。

災害拠点病院に対しては、内閣府訓練や県総合防災訓練への参加を求めていくとともに、地域内での訓練（災害拠点病院と 2 次救急病院などの合同訓練）を積極的に実施するよう促していきます。また、衛星携帯電話や E M I S については、定期的に訓練を実施することにより、使用できる職員を増やしていきます。

災害医療支援病院に対しては、国、中部ブロック、県などさまざまな主体による訓練の実施状況を情報提供するとともに、災害医療支援病院が参加できるよう調整・支援を行っていきます。

●介護保険施設の相互支援協定の締結促進に向けて、協定の締結を検討している地域に対し、必要な支援を行うとともに、新たな協定締結地域の把握や、地域を越えた支援ができるような体制づくりの検討を行います。

●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた訓練を継続して実施します。

大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路および新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）および松阪多気バイ

バス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線や北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。

県管理道路については、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置付きの信号機の整備を推進します。さらに、信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や、信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施します。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
リスクシナリオ	-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
推進方針	①感染症の発生・まん延防止 ②下水を速やかに排除、処理するための体制の構築 ③下水道施設の耐震化

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●三重県公衆衛生審議会予防接種部会を開催し、安全かつ効果的な予防接種の推進や接種率の向上に向けて検討を行いました。また、県民が安心して接種を受けられるよう予防接種センターを設置し、医療相談や情報提供、接種困難事例への対応を行いました。（接種：914人、相談：576件）</p> <p>予防接種法に基づく健康被害救済のための給付を行いました。（給付対象者：14人）</p> <p>定期接種化されていない流行性耳下腺炎、B型肝炎ワクチンおよびロタウイルスワクチンについて定期接種化を国に要望し、B型肝炎ワクチンが平成28年10月から定期接種化されることになりました。</p> <p>風しんについて、妊娠を希望する女性等を対象に無料の風しん抗体検査を実施しました。</p> <p>発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備えて、患者搬送車、陰圧装置の整備、防疫用品、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、医療機関や警察と訓練を実施しました。</p> <p>国の蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、市町、公園管理者を対象に研修会を実施するとともに、三重県蚊媒介感染症対策方針を策定しました。また、マダニが媒介する日本紅斑熱、SFTSの予防について、チラシや広報等により県民に情報提供を行いました。</p> <p>●未策定であった県の4流域下水道処理場の業務継続計画（BCP）の策定に向け、関係機関と協議を進め、4浄化センター（北部・南部・雲出川左岸・松阪）における「三重県流域下水道事業業務継続計画」を策定しました。</p> <p>●北部処理区、南部処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区のマンホール浮上防止対策の詳細な検討を50箇所で行ったところ、20箇所耐震基準を満たしていないことが判明したことから、15箇所対策工事に着手しました。そのうち雲出川左岸処理区の1箇所対策工事が完成した結果、同処理区においては、全てのマンホールが耐震基準を満たすこととなりました。</p>
今後の課題	<p>●予防接種センターや健康被害救済制度を活用し、県民が安心して予防接種を受けられる体制を維持していく必要があります。また、定期接種化の動きを注視するとともに、必要に応じて、国に対し要望・提言活動を行っていく必要があります。</p> <p>感染症の発生に備えて、防疫用品の整備や患者搬送車、陰圧装置を活用した訓練を実施するとともに、蚊やマダニが媒介する感染症の感染予防についての正しい知識を、県民に啓発していく必要があります。</p> <p>●業務継続計画は策定後も継続的に改善していくことが重要であることから、定期的な見直し等によるさらなる精度向上を図っていく必要があります。</p> <p>●下水道施設の耐震化については、マンホール浮上防止対策工事を計画的かつ確実に進めていく必要があります。</p>

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

- 三重県公衆衛生審議会予防接種部会を開催し、安全かつ効果的な予防接種の推進や接種率の向上等について検討していきます。また、予防接種センターによる医療相談、情報提供、接種困難事例などへの対応や、予防接種による健康被害救済のための給付、無料の風しん抗体検査等を行います。  
感染症の発生に備えて、防疫用品の整備や患者搬送車、陰圧装置を活用した訓練を実施するとともに、蚊やマダニが媒介する感染症の感染予防についての正しい知識を県民に啓発していきます。
- 策定した業務継続計画のさらなる精度向上を図るため、引き続き、関係機関において意見交換や訓練等を実施し、実効性の向上に向けた計画の修正等を継続して行っていきます。
- 北部処理区、南部処理区、松阪処理区の14箇所でマンホール浮上防止対策工事を進めます。また残りの5箇所においても早急に対策工事に着手します。

事前に備えるべき目標	<b>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</b>
リスクシナリオ	-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
推進方針	①被災による機能低下の回避 ②交通渋滞・交通事故の回避

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」について、被災による機能低下を回避するため、計画の見直し準備を進めました。また、大規模災害発生時において、交番・駐在所が、現地における最前線基地として重要な役割を担っていることをふまえ、交番・駐在所50箇所に避難誘導資機材等を整備しました。</li> <li>●信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施しました。また、信号機電源付加装置を有する信号機については、保守委託業者により燃料の充填状況および動作状況の確認を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害発生時においても、治安および県民生活に重大な影響を及ぼさないよう、「三重県警察業務継続計画」を継続的に見直していく必要があります。また、防災機能のさらなる強化を図るため、引き続き、必要な装備資機材等の整備を進める必要があります。</li> <li>●三重県内約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置付きの信号機は125箇所の主要交差点にしか整備されていないことから、引き続き電源付加装置付きの信号機の整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

## 2 平成28年度を取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害情勢や各種訓練における検証結果等をふまえ、「三重県警察業務継続計画」の見直しに向けた取組を推進します。また、大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するため、必要な装備資機材等の整備を進めます。</li> <li>●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置付きの信号機の整備を推進します。また、信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や、信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施します。</li> </ul>
------	--

事前に備えるべき目標	<b>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</b>
リスクシナリオ	-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
推進方針	○交通渋滞・交通事故の回避

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施しました。また、信号機電源付加装置を有する信号機については、保守委託業者により燃料の充填状況および動作状況の確認を行いました。</p>
今後の課題	<p>●三重県内約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置付きの信号機は 125 箇所の主要交差点にしか整備されていないことから、引き続き電源付加装置付きの信号機の整備を推進していく必要があります。</p>

## 2 平成28年度を取組方向

取組方向	<p>●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置付きの信号機の整備を推進します。また、信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や、信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施します。</p>
------	---



事前に備えるべき目標	<b>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</b>
リスクシナリオ	-3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
推進方針	①災害対策本部の体制整備等 ②三重県業務継続計画(BCP)の策定 ③学校の耐震化、学校施設における非構造部材の耐震対策 ④警察施設、消防施設の耐震化等 ⑤避難所での電力の確保 ⑥周辺インフラの整備・保全

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●コンビナート災害における初動期の対応については、継続的な対応と専門性の確保を図るため、発生要因の特定に至るまでは災害対策基本法に基づく災害対策本部で活動し、その後の状況の推移にともない、災害対策本部の編成を活かしたまま「コンビナート班」を設置する体制に見直しました。</p> <p>燃料の確保については、「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」を開始し、県内の災害対応型給油所および小口燃料配送拠点に、緊急車両や自家発電機用燃料を確保しました。また、重要施設における燃料設備のデータベースについて、石油連盟と情報共有を行いました。</p> <p>●「三重県業務継続計画（三重県BCP）」を策定して、通常業務の中から非常時優先業務を明らかにし、これに必要な経営資源量等の整理を行い、県業務を維持しつつ災害対応を実施できる体制の確立を図りました。</p> <p>●公立小中学校施設の安全性確保に向け、校舎等の建物の耐震化における補助制度の活用等について、市町に対して積極的な情報提供と助言を実施しました。また、県立学校における非構造部材の耐震対策の早期完了のため、指摘箇所の耐震対策を継続して実施するとともに、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策が未対策の70校129棟のうち、30校46棟の対策工事を実施しました。</p> <p>●松阪警察署多気警察官駐在所を建て替え整備したほか、津波浸水被害が予測されている四日市北警察署や伊勢警察署南島幹部交番の建て替え整備計画を進めました。</p> <p>●大規模災害発生時における避難所での電源の確保を図るため、市町が実施する停電時に避難所で活用される非常用発電機の整備に対する補助を実施しました。その結果、各市町における避難所の環境整備が促進されました。</p> <p>●道路の安全性を高めるため、市街地等における道路の無電柱化を進め、外宮度会橋線 伊勢市一之木～伊勢市曾弥（L=0.34km）、伊勢市吹上～伊勢市一之木（L=0.9km）において、電線類の地中化を完了しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋など17橋の耐震化を図るとともに「道路ストックの総点検」において、緊急的に修繕が必要と判断された施設（トンネル、照明等）の修繕を行いました。また、老朽化等により機能が低下した林道橋5路線22箇所の点検診断・補強工事を行いました。</p> <p>16河川において河川整備に取り組み、約0.2kmの整備が完了しました。</p> <p>土砂災害防止施設の整備を進め、土砂災害保全戸数は43戸増加しました。</p> <p>鳥羽河内ダム建設工事着手に向けた用地調査を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。</p>

高潮対策として、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.4km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.9km 実施しました。

港湾施設については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新（L=48m）、宇治山田港（大湊地区）の護岸更新（L=90m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強 1 基）を実施しました。

#### 今後の課題

●さまざまな訓練等を通じて、今回改正した災害対策本部活動計画に基づく災害対策活動について定着化させていく必要があります。また、災害対策用燃料として確保した燃料を災害時に円滑かつ適確に届けるため、石油連盟との連絡・連携体制の強化を図る必要があります。

●「三重県業務継続計画（三重県BCP）」は、平時の事務分掌に基づく「通常業務における非常時優先業務の継続・再開」に特化したBCPとしたことから、毎年度、各所属が計画の検証と見直しに取り組み、継続的に更新を図っていく必要があります。

●公立小中学校の耐震化については、国が目標とする平成 27 年度までに、2 市（3 棟）の建物耐震化が完了しなかったため、引き続き、当該市に対して、耐震化の早期完了に向けた働きかけを行っていく必要があります。また、未耐震化の校舎等を有する学校法人に対しても、耐震化を促していく必要があります。

県立学校施設における非構造部材の耐震対策の早期完了をめざして、引き続き、指摘箇所の耐震対策を進めていくとともに、屋内運動場等の天井等落下防止対策が未対策の 42 校 83 棟について計画的に実施していく必要があります。

●警察署や交番、駐在所については、災害警備活動や治安維持活動の拠点として、あらゆる警察事象に対応する必要があることから、津波や洪水により浸水が予想される施設はもとより、地域情勢を十分考慮し、総合的に判断したうえで耐震化を進めていく必要があります。

●避難者が安全・安心な避難所生活を送ることができる環境を整備するために、より一層、避難所における電源の確保をはじめ、避難所の機能強化を図っていく必要があります。

●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。

電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。

道路の維持修繕については、道路法の一部改正にともない、道路の主要な 6 施設（橋梁、トンネル等）について、5 年に 1 回、近接目視による点検が義務付けられたことから、今後は、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●さまざまな訓練等を通じて、今回改正した「災害対策本部活動計画」に基づく災害対策活動について定着化させていきます。また、災害対策用燃料として確保した燃料を災害時に円滑かつ適確に届けるため、訓練などを通じて、石油連盟との関係性を強化していきます。

●「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各所属における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。

●学校施設の耐震化を促進するため、公立小中学校については、市町に対する財政措置が拡充されるよう国に要望するとともに、引き続き市町に対して、耐震化の必要性や国の財政的支援制度についての情報提供や助言などを積極的に行うほか、補助制度の活用の際には、事業内容の確認など市町と連携を密にし、耐震化が進むよう支援を行っていきます。また、県立学校については、平成29年度以降に屋内運動場等の天井等落下防止対策工事を実施する予定である10校の実施設計を行うとともに、その他の非構造部材の耐震対策についても計画的に実施していきます。

未耐震化の校舎等を有する学校法人に対しては、引き続き、耐震化に取り組む学校法人への助成を行うとともに、新たに、屋内運動場等の天井等落下防止対策事業に対しても助成を行い、耐震化を促進します。

●四日市北警察署や伊勢警察署南島幹部交番の建て替え整備を推進するほか、関係機関と連携して、津波浸水被害が予測される警察署、交番、駐在所の保全と機能強化等を進めていきます。

●避難所における電力の確保について、地域減災力強化推進補助金において、避難所の環境整備に資する補助メニューを追加するなど、避難後を見据えた対策を重視した新たな補助制度を設け、防災・減災に向けた市町の積極的な取組を支援していきます。

●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関および地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

改正道路法に基づく確実な点検の実施と、平成26年度の点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後概ね5年以内に修繕していきます。また、老朽化等により機能が低下した林道橋の補強工事等を進めます。

土砂災害防止施設については、要配慮者利用施設および防災上の避難地、避難路を保全する施設を重点的に整備しつつ、土砂災害保全戸数の増加に努めます。

河川の整備については、木津川など13河川で整備を進めます。

川上ダムについては、早期完成に向け引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムについては、着実に事業を推進していきます。また、管理中のダムは、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。

海岸堤防の高潮対策および耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。

港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

事前に備えるべき目標	<b>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</b>
リスクシナリオ	-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
推進方針	①長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持 ②インフラの整備・保全 ③警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●情報通信システムについて、災害発生時における非常通信を確保するため、市町から県への非常通信ルートとして利用可能な通信ルートの見直しを行うとともに、非常通信訓練を実施しました。</p> <p>●道路の安全性を高めるため、市街地等における道路の無電柱化を進め、外宮度会橋線 伊勢市一之木～伊勢市曾弥（L=0.34km）、伊勢市吹上～伊勢市一之木（L=0.9km）において、電線類の地中化を完了しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋など17橋の耐震化を図るとともに「道路ストックの総点検」において、緊急的に修繕が必要と判断された施設（トンネル、照明等）の修繕を行いました。また、老朽化等により機能が低下した林道橋5路線22箇所での点検診断・補強工事を行いました。</p> <p>16河川において河川整備に取り組み、約0.2kmの整備が完了しました。</p> <p>土砂災害防止施設の整備を進め、土砂災害保全戸数は43戸増加しました。</p> <p>鳥羽河内ダム建設工事着手に向けた用地調査を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。</p> <p>高潮対策として、長島地区海岸他15地区海岸において約1.4kmの整備を実施するとともに、耐震対策について約0.9km実施しました。</p> <p>港湾施設については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新（L=48m）、宇治山田港（大湊地区）の護岸更新（L=90m）を実施しました。</p> <p>●警察の情報通信システム基盤について、災害発生時における非常通信手段を確保するため、県内の全警察署に応急用臨時簡易アンテナ（警察電話、無線機用）を配備しました。また、7警察署に衛星携帯電話を配備し、非常時の警察通信の確保を図りました。警察通信施設に甚大な被害を及ぼす落雷の対策として、無線中継所1箇所および2警察署に耐雷機器を設置するとともに、全警察署・運転免許センター・警察学校の無停電電源装置を更新するなど、耐災害性を向上させました。</p>
今後の課題
<p>●非常通信ルートの点検を行い、常に有効な状態にしておく必要があります。また、非常時に利用可能なルートを把握しておくため、訓練を行う必要があります。</p> <p>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</p> <p>電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。</p> <p>道路の維持修繕については、道路法の一部改正にともない、道路の主要な6施設（橋梁、トンネ</p>



ル等) について、5年に1回、近接目視による点検が義務付けられたことから、今後は、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

●警察の情報通信システム基盤について、災害発生時の対処能力を向上させる必要があります。また、警察通信施設の耐災害性をさらに向上させるため、無線中継所等の停電対策や落雷対策に取り組む必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●非常通信ルートの点検を行い、通信ルートを常に有効な状態にするとともに非常通信訓練を実施します。

●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関および地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

改正道路法に基づく確実な点検の実施と、平成26年度の点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後概ね5年以内に修繕していきます。また、老朽化等により機能が低下した林道橋の補強工事等を進めます。

土砂災害防止施設については、要配慮者利用施設および防災上の避難地、避難路を保全する施設を重点的に整備しつつ、土砂災害保全戸数の増加に努めます。

河川の整備については、木津川など13河川で整備を進めます。

川上ダムについては、早期完成に向け引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムについては、着実に事業を推進していきます。また、管理中のダムは、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。

海岸堤防の高潮対策および耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。

港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策を進めます。

●三重県情報通信部との連携を強化し、非常時における警察電話、警察無線等の警察通信を確保するとともに、応急用臨時簡易アンテナ設置訓練等を実施して、災害発生時の対処能力を向上させます。また、落雷対策として、無線中継所1箇所耐雷機器を設置します。

事前に備えるべき目標	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
リスクシナリオ	-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態
推進方針	○情報提供手段の整備

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●防災みえ.jp メール配信サービスの周知啓発を行いました。また、多様な手段による情報提供を行うため、新たに、Lアラートへの情報発信を開始しました。さらに、情報の提供手段としてSNSを活用することとし、新しい防災情報プラットフォームの基本計画の策定を行いました。</p>
今後の課題	<p>●メール配信サービスの周知啓発を、引き続き行っていく必要があります。また、新しい防災情報プラットフォームでSNSによる情報提供ができるよう、策定した基本計画をもとに、新しい防災情報プラットフォームのシステム構築業務の発注を行う必要があります。</p>

## 2 平成28年度の取組方向

取組方向	<p>●メール配信サービス登録者の時期をとらえた普及・啓発活動の強化などに取り組むとともに、メール配信項目について、チラシやホームページにより周知します。また、SNSなど多様な手段による情報提供を含めた新しい防災情報プラットフォームのシステム構築業務の発注を行い、平成29年4月の運用開始に向けてシステムの構築を進めていきます。</p>
------	--



事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
推進方針	①企業における業務継続計画(BCP)策定の促進 ②インフラの整備・保全

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●業務継続計画（BCP）の策定について、「みえ企業等防災ネットワーク」にBCP普及分科会を設け、計画の策定を希望する企業に対して、必要な支援を行いました。</p> <p>●道路の安全性を高めるため、市街地等における道路の無電柱化を進め、外宮度会橋線 伊勢市一之木～伊勢市曾弥（L=0.34km）、伊勢市吹上～伊勢市一之木（L=0.9km）において、電線類の地中化を完了しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋など17橋の耐震化を図るとともに「道路ストックの総点検」において、緊急的に修繕が必要と判断された施設（トンネル、照明等）の修繕を行いました。また、老朽化等により機能が低下した林道橋5路線22箇所の点検診断・補強工事を行いました。</p> <p>16河川において河川整備に取り組み、約0.2kmの整備が完了しました。</p> <p>土砂災害防止施設の整備を進め、土砂災害保全戸数は43戸増加しました。</p> <p>鳥羽河内ダム建設工事着手に向けた用地調査を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。</p> <p>高潮対策として、長島地区海岸他15地区海岸において約1.4kmの整備を実施するとともに、耐震対策について約0.9km実施しました。</p> <p>港湾施設については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新（L=48m）、宇治山田港（大湊地区）の護岸更新（L=90m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強1基）を実施しました。</p>
今後の課題
<p>●業務継続計画（BCP）について、みえ防災・減災センターや「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性について、企業に対し啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。</p> <p>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</p> <p>電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。</p> <p>道路の維持修繕については、道路法の一部改正にともない、道路の主要な6施設（橋梁、トンネル等）について、5年に1回、近接目視による点検が義務付けられたことから、今後は、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</p>

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●業務継続計画（BCP）策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。

●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関および地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

改正道路法に基づく確実な点検の実施と、平成26年度の点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後概ね5年以内に修繕していきます。また、老朽化等により機能が低下した林道橋の補強工事等を進めます。

土砂災害防止施設については、要配慮者利用施設および防災上の避難地、避難路を保全する施設を重点的に整備しつつ、土砂災害保全戸数の増加に努めます。

河川の整備については、木津川など13河川で整備を進めます。

川上ダムについては、早期完成に向け引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムについては、着実に事業を推進していきます。また、管理中のダムは、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。

海岸堤防の高潮対策および耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。

港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
推進方針	①企業における業務継続計画(BCP)策定の促進 ②燃料供給ルート(陸路)の確保 ③燃料供給ルート(空路・海路)の確保 ④コンビナート防災訓練の実施

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●業務継続計画（BCP）の策定について、「みえ企業等防災ネットワーク」にBCP普及分科会を設け、計画の策定を希望する企業に対して、必要な支援を行いました。</p> <p>●迅速な道路啓開を展開できる態勢として、行動拠点となる全14箇所の道路啓開基地の整備が全て完成しました。また、災害が発生した際に、速やかに応急復旧工事や道路啓開が行えるよう、三重県建設業協会本部と締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」と建設事務所および下水道事務所と協会支部の間で締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」の締結を更新し、相互の連絡系統を継続して共有しました。</p> <p>大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。</p> <p>近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）では工事が本格的に進められ、新宮紀宝道路では設計・調査に着手、熊野道路では平成28年1月に幅杭設置に向けた説明会が開催されるなど、進捗が図られました。</p> <p>直轄国道については、県内における国道258号の4車線化が完了しました。また、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)の河川内工事や北勢バイパスのトンネル工事に着手しました。さらに、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進しました。その結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号（奥立川）において約0.1kmを供用し、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号（大内拡幅）において約1.6kmを4車線化しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋等、17橋の耐震化を図りました。</p> <p>●東紀州（紀南）広域防災拠点への航空燃料備蓄に向けて、航空燃料備蓄貯蔵所の設計が完了しました。また、津松阪港港湾機能継続計画（BCP）を平成27年10月に策定しました。</p>
今後の課題
<p>●業務継続計画（BCP）について、みえ防災・減災センターや「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性について、企業に対し啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。</p> <p>●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開マップを活用した国・県・建設企業が連携した訓練を今後も継続して取り組む必要があります。また、建設事務所および下水道事務所と協会支部においては、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施し、相互の連絡系統を継続して共有しておく必要があります。</p> <p>高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかける</p>

必要があります。また、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。

●緊急時の物資輸送拠点や漁港および背後集落の被害軽減を図るため、早期に耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を整備する必要があります。また、航空燃料備蓄貯蔵所および航空燃料の備蓄等に必要となる資機材を計画的に整備する必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●業務継続計画（BCP）策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。

●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた訓練を継続して実施します。また、応急復旧に向けた態勢を確保するため、建設事務所および下水道事務所と協会支部において、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施します。

大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路および新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）および松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線や北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。

県管理道路については、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

●耐震強化岸壁の整備や漁港事業継続計画（BCP）の策定を進めるとともに、漁港および背後集落の被害軽減を図ります。また、航空燃料備蓄貯蔵所および航空燃料の備蓄等に必要となる資機材を整備します。

事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
推進方針	①三重県石油コンビナート等防災計画の見直し ②コンビナート設備の耐震化 ③石油タンクの耐震改修の促進 ④高圧ガス設備の耐震改修促進 ⑤コンビナート周辺対策 ⑥コンビナート災害に備えた訓練の実施

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成25年度に実施した石油コンビナート防災アセスメントで想定された災害に対応した「三重県石油コンビナート等防災計画」（平成27年3月修正）の時点修正を行いました。</li> <li>●平成15年3月に策定した「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を平成27年12月に改訂し、海岸保全施設の整備目標として津波対策を新たに位置づけました。また、四日市港管理組合が所管する10地区海岸（約21.7km）の耐震・耐津波調査を実施するとともに、海岸保全施設の整備に向けた考え方について検討を行い、今後の方針をまとめました。</li> <li>●高圧ガス設備を設置しているコンビナート事業者に対して、当該設備の耐震診断及び耐震性向上を行うよう指導しました。</li> <li>●平成27年8月11日に実施した図上訓練において、コンビナート災害にかかる訓練をあわせて実施するとともに、平成27年10月23日、24日に実施した平成27年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練において、コンビナート災害にかかる図上訓練および実動訓練を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンビナート地域の状況等について、継続的に把握する必要があります。</li> <li>●三重県石油コンビナート等防災計画の災害予防計画について、コンビナート事業者への継続的な周知および対応を促す必要があります。また、耐震・耐津波調査の結果、四日市港管理組合が所管する海岸保全施設（約21.7km）のうち、要対策延長約17.1km（民有護岸含む）について、整備を行う必要があります。</li> <li>●耐震診断および耐震性向上のための必要な工事を実施するためには相当の期間が必要です。</li> <li>●コンビナート災害に備え、図上訓練および実動訓練を実施し、関係機関との連携をより一層緊密にする必要があります。</li> </ul>

## 2 平成28年度の取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三重県石油コンビナート等防災計画について、継続的な見直しを実施します。</li> <li>●関係機関と連携して、コンビナート事業者へ耐震性向上の指導を行います。</li> <li>●高圧ガス設備を設置する事業者に対して、引き続き指導を行います。</li> <li>●コンビナートの周辺対策について、関係機関と連携して、コンビナート事業者への指導を行います。</li> <li>●コンビナート災害に備え、関係機関が参加した図上訓練および実動訓練を実施します。</li> </ul>
------	---



事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
推進方針	①発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備 ②港湾機能継続計画(港湾BCP)等の策定 ③輸送機関相互の連携・代替性の確保 ④鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進 ⑤リニア中央新幹線の整備促進

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。</p> <p>近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）では工事が本格的に進められ、新宮紀宝道路では設計・調査に着手、熊野道路では平成28年1月に幅杭設置に向けた説明会が開催されるなど、進捗が図られました。</p> <p>直轄国道については、県内における国道258号の4車線化が完了しました。また、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)の河川内工事や北勢バイパスのトンネル工事に着手しました。さらに、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進しました。その結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号(奥立川)において約0.1kmを供用し、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号(大内拡幅)において約1.6kmを4車線化しました。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋等、17橋の耐震化を図りました。</p> <p>●大規模地震被災時の漁港施設の早期復旧と利用者の安全確保を図るため、三木浦漁港をモデルとした漁港業務継続計画「漁港BCP」を策定するとともに、「漁港BCP策定マニュアル」を作成しました。</p> <p>●大規模災害時によって公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の検討について、今後の進め方について協議し、まずは公共交通機関における取組の現状を把握する方針を固めました。</p> <p>港湾施設について、津松阪港(大口地区)の岸壁更新(L=48m)、宇治山田港(大湊地区)の護岸更新(L=90m)、長島港(江ノ浦大橋)の耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。</p> <p>道路の安全性を高めるため、市街地等における道路の無電柱化を進め、外宮度会橋線 伊勢市一之木～伊勢市曾弥(L=0.34km)、伊勢市吹上～伊勢市一之木(L=0.9km)において、電線類の地中化を完了しました。</p> <p>●鉄道駅利用者の安全確保を図るとともに、発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、平成25年度から支援している駅施設の耐震補強について、近鉄四日市駅耐震補強工事が全て完了しました。また、発災時における緊急輸送道路(津波避難路)の機能維持のため、平成25年度から支援している高架橋の耐震補強について、近鉄山田線(宇治山田駅付近)と近鉄湯の山線(四日市駅付近)の高架橋の耐震補強が完了しました。</p> <p>●リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線早期開業に向け、国やJR東海に対して、県単独の取組としては、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」による活動および国への政策提言(春)において要望を行いました。また、他府県等と連携した取組としては、「リニア中央新幹線建設促進(全</p>



国)期成同盟会」および「三重県・奈良県リニア建設促進会議」による活動において、同様に要望を行いました。

#### 今後の課題

●高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかける必要があります。また、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。

●策定した「漁港BCP策定マニュアル」を活用し、県管理漁港の業務継続計画（BCP）の策定に取り組むとともに、市町管理漁港の業務継続計画（BCP）の策定を促進していく必要があります。

●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の検討について、公共交通機関等に問題提起を行い、課題を共有し、取組の現状を把握する場を設ける必要があります。

●交通施設の耐震化に向けて、近鉄名古屋線 近鉄四日市一川原町 区間の高架橋の耐震補強について、引き続き支援していく必要があります。

港湾施設の老朽化対策や耐震対策については、効果的かつ効率的に整備を進めていく必要があります。

電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。

●リニア中央新幹線について、三重・奈良ルートを前提とした東京・大阪間の全線早期開業を、より強く求めていく必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路および新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）および松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線や北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。

県管理道路については、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

●「漁港BCP策定マニュアル」を活用し、県管理の2漁港で「漁港BCP」の策定に取り組むとともに、「漁港BCP策定マニュアル」の市町への普及等を通じて、市町管理漁港での「漁港BCP」

の策定を促進していきます。また、平成 27 年度に「漁港 B C P」を策定した三木浦漁港地域において、勉強会や訓練の実施など「漁港 B C P」の実効性を高める取組を、関係機関と連携しながら進めていきます。

●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の検討について、三重県生活交通確保対策協議会の場を活用するなどして、公共交通機関等に問題提起を行い、課題を共有したうえで、取組の現状や今後の方針を聴取します。

●鉄道高架橋の耐震補強について支援し、近鉄名古屋線 近鉄四日市－川原町 区間における耐震補強を全て完了させます。

港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関および地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。

●三重・奈良ルートによるリニア中央新幹線の全線早期開業について、大阪府や奈良県と連携し、国や J R 東海に強く求めていきます。

事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	-5 食料等の安定供給の停滞
推進方針	①食品産業事業者等の業務継続計画(BCP)の策定 ②食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大 ③農林水産業にかかる生産基盤等の災害対応力強化 ④三重県農業版BCPの策定

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）の策定について、「みえ企業等防災ネットワーク」にBCP普及分科会を設け、計画の策定を希望する企業に対して、必要な支援を行いました。</li> <li>●物資支援体制の確立に向けて、三重県トラック協会と「緊急輸送業務」に関する応援協定の見直しを行いました。</li> <li>●緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁2漁港および粘り強い構造を有する施設2漁港の整備を進めました。この結果、1漁港の耐震強化岸壁と1漁港の粘り強い構造を有する施設の整備を完了することができました。 大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、農地海岸2地区(L=79m)、漁港海岸4地区(L=225m)において堤防の改修等を進めた結果、漁港海岸1地区の整備が完了しました。</li> <li>●津波による被災農地や農業用施設の速やかな復旧とともに、地域の円滑な営農再開につながる体制整備や対策の構築に向けた考え方を示す指針として、市町、農業関係団体等と連携し、「三重県農業版BCP」を策定しました。</li> </ul>
今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）について、みえ防災・減災センターや「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性について、企業に対し啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。</li> <li>●災害時における広域連携・支援体制の確立に向けて、関連産業事業者との協力協定の締結・拡充を進めていく必要があります。</li> <li>●農林水産業に係る生産基盤の整備・保全については、最小のコストで最大の効果を得られるよう、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。 緊急時の物資輸送拠点や漁港および背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。 避難路として利用可能となる農道12箇所のうち、整備が完了していない3箇所について整備を進め、1箇所の整備が完了しました。また、漁港関連道についても1箇所の整備を進めました。</li> <li>●農業関係者の防災意識の向上を図るとともに、土地改良施設や農業共同利用施設等における業務継続計画（BCP）の作成を進める必要があります。 避難路としての農道や林道等の道路整備を進めていく必要があります。</li> </ul>

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

- 業務継続計画（BCP）策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。
- 災害時における広域連携・支援体制の確立に向けて、引き続き、関連産業事業者との協力協定の締結・拡充を進めていくとともに、締結事業者に対しては、定期的な情報交換や訓練（図上、実働）を通じて、協力協定の実施・検証を行いながら、その実効性を高めていきます。
- 耐震強化岸壁の整備や漁港事業継続計画（BCP）の策定を進めるとともに、漁港および背後集落の被害軽減に取り組みます。  
農地海岸で2地区、漁港海岸で3地区において、堤防の改修等の整備を進めます。  
避難路としての整備が完了していない農道2箇所、漁港関連道1箇所について、早期開通に向け整備を推進します。
- 県内各地区における説明会等の開催を通じ、「三重県農業版BCP」の普及啓発を行い、県内農業関係者の防災意識の向上を図ります。また、各農業関係団体の土地改良施設や共同利用施設等における業務継続計画（BCP）の策定を支援し、県内2箇所において、策定した業務継続計画（BCP）に基づく演習型図上訓練を実施します。

事前に備えるべき目標	<b>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</b>
リスクシナリオ	-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
推進方針	① 発電所・送電線網等の災害対応力の強化 ② 石油タンクの耐震改修の促進 ③ 港湾機能継続計画(港湾BCP)の策定 ④ エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施 ⑤ 自立・分散型エネルギーの導入促進

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成25年度に実施した石油コンビナート防災アセスメントで想定された災害に対応した、三重県石油コンビナート等防災計画（平成27年3月修正）の内容について、コンビナート事業者に対して周知を行いました。</li> <li>●平成27年10月に「四日市港港湾機能継続計画（四日市港BCP）」を策定するとともに、本計画を運用する「四日市港港湾機能継続計画協議会」（四日市港の関係機関、民間企業および団体等21組織で構成）を設立しました。</li> <li>●「新エネルギー」の導入促進、環境・エネルギー関連技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の振興に向け、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入促進などの取組を定めた「三重県新エネルギービジョン」を平成28年3月に改定しました。また、「災害に強く、低炭素な地域づくり」に向け、国の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」（グリーンニューデール基金）を活用し、避難所や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を図る取組について、県で2事業、14市町で31事業、実施しました。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●三重県石油コンビナート等防災計画の災害予防計画について、関係機関と連携し、コンビナート事業者へ対応を促す必要があります。</li> <li>●策定した「四日市港港湾機能継続計画（四日市港BCP）」の実効性を確保するため、衛星電話等の通信手段の確保や復旧活動に必要な人員・資機材等の把握・検討等を行うとともに、定期的な訓練が必要です。</li> <li>●「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」が平成28年度で終了することをふまえ、事業効果を最大化する観点から、円滑に事業を完了させる必要があります。</li> </ul>

## 2 平成28年度の取組方向

<b>取組方向</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携し、コンビナート事業者に対し設備の耐震化について指導を行います。</li> <li>●「四日市港業務継続計画（四日市港BCP）」に定める事前対策（衛星電話等の通信手段の確保や復旧活動に必要な人員・資機材等の把握・検討等）を進めるとともに、定期的な訓練の実施および必要に応じた計画の見直しを行い、計画の実効性を高めていきます。</li> <li>●「三重県新エネルギービジョン」の取組方向に基づき、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」</li> </ul>

など、国等の支援策を最大限に活用し、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していきます。



事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
推進方針	①上水道、工業用水道施設等の耐震化 ②広域的な応援体制の整備

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●水道では、櫛田川水管橋の耐震化が完了しました。また、工業用水道では、耐震化を進めていた主要施設の沢地浄水場の工事が完了しました。野代導水ポンプ所については、平成28年度の耐震化完了に向けて整備を進めました。</p> <p>●水道では、三重県水道災害広域応援協定に基づく実施要領の中で、従来から各市町の資機材保有状況について更新を行いました。また、各市町の管理する給水拠点（浄水場、配水池）の緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を更新し、関係市町と情報共有を行いました。</p>
今後の課題	<p>●水道では、道路橋と共同となっている水管橋について、今後の道路橋耐震化計画に合わせた耐震化が必要です。また、工業用水道では、浄水場等の大規模な耐震化工事について、安定給水の観点から、重複して施工することができないため、残る山村浄水場等をはじめとした北伊勢工業用水道の主要施設の耐震化を、引き続き施設改良計画に基づき計画的に実施する必要があります。</p> <p>●水道では、地震や津波の発生による応急復旧の体制整備はもちろんのこと、避難場所への給水を行うために各市町の給水拠点や確保できる水量の把握が求められていることから、それらの情報を随時更新し、関係者と情報を共有する必要があります。</p>

## 2 平成28年度を取組方向

取組方向	<p>●管路や浄水場など多くの施設を維持しながら事業運営を行っていることから、今後想定される大規模地震に備えるため、引き続き危機管理体制の強化を図るとともに、施設改良計画に基づく耐震化を推進していきます。また、東日本大震災を受け、国や関係機関がまとめている被害想定結果をふまえ、各事業別の耐震化および安全対策の内容等を見直します。</p> <p>●各市町が管理する給水拠点（浄水場、配水池）の位置や有効水量などの緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を更新します。また、施設立入検査時において、浄水場、配水池の応急給水付属施設や進入道路等に注目し、実際の現地を確認のうえ、情報の整理を行います。</p>
------	--

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
推進方針	①下水道施設の耐震化 ②下水道BCPの策定促進 ③農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化の推進 ④合併浄化槽への転換促進

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北部処理区、南部処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区のマンホール浮上防止対策の詳細な検討を50箇所で行ったところ、20箇所耐震基準を満たしていないことが判明したことから、15箇所対策工事に着手しました。そのうち雲出川左岸処理区の1箇所対策工事が完成した結果、同処理区においては、全てのマンホールが耐震基準を満たすこととなりました。</li> <li>●未策定であった県の4流域下水道処理場の業務継続計画（BCP）の策定に向け、関係機関と協議を進め、4浄化センター（北部・南部・雲出川左岸・松阪）における「三重県流域下水道事業業務継続計画」を策定しました。</li> <li>●避難所など地域防災対策上必要な施設からの排水を受ける農業集落排水施設4地区の整備を進め、2施設（累計61施設）の整備が完了しました。</li> <li>●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、国の交付金による補助に加え、県費による上乗せ補助を実施した結果、335基（県費補助分）の転換が行われました。（参考：平成26年度末での単独処理浄化槽の全設置基数 104,444基）</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道施設の耐震化については、マンホール浮上防止対策工事を計画的かつ確実に進めていく必要があります。</li> <li>●業務継続計画は策定後も継続的に改善していくことが重要であることから、定期的な見直し等によるさらなる精度向上を図っていく必要があります。</li> <li>●農業集落排水施設の早期施設整備を進めるため、実施主体である関係市町と連携を図りながら、計画的に事業進捗を図る必要があります。</li> <li>●単独処理浄化槽の使用により既に水洗化という利便性が確保されている中、合併処理浄化槽への転換について、転換の必要性の啓発などを通じ、住民に働きかけを行う必要があります。</li> </ul>

## 2 平成28年度取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北部処理区、南部処理区、松阪処理区の14箇所マンホール浮上防止対策工事を進めます。また残りの5箇所においても早急に対策工事に着手します。</li> <li>●策定した業務継続計画のさらなる精度向上を図るため、引き続き、関係機関において意見交換や訓練等を実施し、実効性の向上に向けた計画の修正等を継続して行っていきます。</li> <li>●農業集落排水施設の耐震化について、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町との</li> </ul>
------	---

連携を図りながら、農業集落排水施設の整備を進めています。

●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、住民への普及啓発を進めるとともに、引き続き県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

事前に備えるべき目標	<b>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</b>
リスクシナリオ	-4 地域交通ネットワークが分断する事態
推進方針	①輸送機関の確保 ②必要なインフラの整備・保全 ③落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策 ④道路啓開態勢の整備

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●大規模災害時に公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の検討について、今後の進め方について協議し、まずは公共交通機関における取組の現状を把握する方針を固めました。</p> <p>●緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進し、国道164号千歳橋や県道鳥羽阿児線麻生の浦大橋1号橋など17橋の耐震化を図るとともに「道路ストックの総点検」において、緊急的に修繕が必要と判断された施設（トンネル、照明等）の修繕を行いました。</p> <p>16河川において河川整備に取り組み、約0.2kmの整備が完了しました。</p> <p>土砂災害防止施設の整備を進め、土砂災害保全戸数は43戸増加しました。</p> <p>鳥羽河内ダム建設工事着手に向けた用地調査を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。</p> <p>高潮対策として、長島地区海岸他15地区海岸において約1.4kmの整備を実施するとともに、耐震対策について約0.9km実施しました。</p> <p>港湾施設については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新（L=48m）、宇治山田港（大湊地区）の護岸更新（L=90m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強1基）を実施しました。</p> <p>●豪雨等により落石等の危険がある箇所の点検や対策を実施するとともに、アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、設置したポンプが降雨時に確実に稼働するよう点検を実施し、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施しました。</p> <p>●これまで進めてきた道路啓開基地（14箇所）および道路構造の強化（21箇所）の整備が全て完成しました。また、道路啓開の態勢整備を図り、9月に、国、県、建設企業と連携した道路啓開訓練を実施しました。</p>
今後の課題
<p>●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の検討について、公共交通機関等に問題提起を行い、課題を共有し、取組の現状を把握する場を設ける必要があります。</p> <p>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</p> <p>緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。</p> <p>道路の維持修繕については、道路法の一部改正にともない、道路の主要な6施設（橋梁、トンネル等）について、5年に1回、近接目視による点検が義務付けられたことから、今後は、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</p> <p>●豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある箇</p>

所の点検や対策を推進するとともに、降雨時に確実にポンプが稼働するよう点検を実施し、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施することが必要です。

●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開マップを活用した国・県・建設企業が連携した訓練を今後も継続して実施する必要があります。

## 2 平成28年度の実行方針

### 実行方針

●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の検討について、三重県生活交通確保対策協議会の場を活用するなどして、公共交通機関等に問題提起を行い、課題を共有したうえで、取組の現状や今後の方針を聴取します。

●緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施したり、まずは落橋に対する安全を確保するなど、安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

改正道路法に基づく確実な点検の実施と、平成26年度の点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後概ね5年以内に修繕していきます。

土砂災害防止施設については、要配慮者利用施設および防災上の避難地、避難路を保全する施設を重点的に整備しつつ、土砂災害保全戸数の増加に努めます。

河川の整備については、木津川など13河川で整備を進めます。

川上ダムについては、早期完成に向け引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムについては、着実に事業を推進していきます。また、管理中のダムは、耐震対策を進めるとともに施設の状況把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。

海岸堤防の高潮対策および耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。

港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

●引き続き、落石等の危険がある箇所の点検や対策を推進するとともに、アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、ポンプの点検を実施し、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施します。

●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた訓練を継続して実施します。

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	-1 市街地での大規模火災の発生
推進方針	①救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上 ②交通渋滞の回避

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●警察活動を的確に実施するため、大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施するとともに、夜間活動に使用する現場活動用投光機を7警察署（累計14警察署）に整備しました。</p> <p>災害現場での救助活動能力を高めるため、救急救命士養成機関での新規養成支援や、救急救命士が行える特定行為等救急救命処置の拡大に対応した消防学校での講習を実施し、救急救命士の新規養成と資質の向上を図りました。また、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を開始しました。</p> <p>DMA Tや医療救護班の派遣や受入、調整機能の確保などに必要な体制を確認するため、中部DMA T訓練や県図上訓練を実施しました。また、平成27年10月に桑名市で実施した県総合防災訓練においては、災害医療コーディネーターが参加し、医療連携訓練を実施しました。さらに、平成27年年12月に実施した桑名・四日市地域の災害医療情報伝達訓練において、当該地域の災害医療コーディネーターとともに訓練を実施するとともに、県内4地域で災害医療コーディネーター研修を実施しました。</p> <p>●信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施しました。また、信号機電源付加装置を有する信号機については、保守委託業者により燃料の充填状況および動作状況の確認を行いました。</p>
今後の課題
<p>●警察活動については、昼夜を問わずに発生する大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、初動警察体制の強化に取り組む必要があります。</p> <p>救急救命士の新規養成や資質の向上につながる取組については、消防本部において教育訓練を行える人材（指導救命士）の育成を図るとともに、認定された指導救命士の効果的な活用を図っていく必要があります。</p> <p>災害医療コーディネーター研修については、知見を深める、より実践的な内容とする必要があります。あわせて、災害医療コーディネーターが地域の訓練に参加する環境を整備する必要があります。</p> <p>●三重県内約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置付きの信号機は125箇所の主要交差点にしか整備されていないことから、引き続き、電源付加装置付きの信号機の整備を推進していく必要があります。</p>



## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●災害時においても警察活動を的確に実施するため、非常参集訓練等の各種訓練を継続するとともに、警察署への現場活動用投光機の整備拡充により初動警察体制の強化に取り組めます。

救急救命活動の向上を図るため、引き続き、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救命救急士の処置範囲の拡大に対応した養成講習を実施します。また、救急現場での活動に関する教育を行える救急救命士（指導救命士）の養成講習を実施するなど、救急救命士の新たな養成と資質の向上を図っていきます。

災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備するため、県総合防災訓練や図上訓練、各地域の情報伝達訓練などへの災害医療コーディネーターの参加を促していきます。また、災害医療コーディネーター研修を通じて、災害医療コーディネーターの知見を深め、災害訓練の必要性を理解してもらうことで、地域における医療対策訓練の実施につなげていきます。

●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置付きの信号機の整備を推進します。また、信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や、信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施します。

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
推進方針	①コンビナート災害の発生・拡大防止 ②危険物質取扱施設の災害対策 ③堤防、護岸の整備 ④石油タンクの漂流防止対策 ⑤漂流物防止対策 ⑥コンビナート周辺対策

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●平成25年度に実施した石油コンビナート防災アセスメントで想定された災害に対応した、三重県石油コンビナート等防災計画（平成27年3月修正）の内容について、コンビナート事業者に対して周知を行うとともに、関係機関と連携して、コンビナート事業所へのヒアリング及び立入調査を実施しました。</p> <p>●高圧ガス製造施設等への保安検査、立入検査等により、高圧ガス事業所等の施設の状況を確認し、保安管理等について指導を行いました。また、危険物取扱者を対象に保安講習で、危険物の適正な取扱い等を指導しました。</p> <p>●大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、農地海岸2地区（延長：79m）、漁港海岸4地区（延長：225m）において堤防の改修等を進めました。この結果、漁港海岸1地区の整備を完了することができました。また、津波浸水予測区域内の河川堤防においては、対策が必要とされた脆弱箇所183箇所のうち、62箇所について対策を実施しました。</p> <p>高潮対策として、長島地区海岸他15地区海岸において約1.4kmの整備を実施するとともに、耐震対策について約0.9km実施しました。</p> <p>●漁船の係留にかかる減災対策について、安全操業講習会や事業担当者会議等の場で、漁業者や漁港管理者に対し、係留ロープの強化と係留方法の見直しに関するパンフレットを配布し、啓発を行いました。また、養殖筏の減災対策の重要性について漁業協同組合に啓発を行いました。</p>
今後の課題	<p>●三重県石油コンビナート等防災計画の災害予防計画について、関係機関と連携し、コンビナート事業者へ周知し、対応を促す必要があります。</p> <p>●事業所への保安検査及び立入検査において、適正な保安管理等の徹底を指導する必要があります。</p> <p>●堤防、護岸の整備については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</p> <p>●漁船の係留にかかる減災対策について、引き続き、漁業者や漁港管理者に対して啓発する必要があります。また、養殖施設の減災対策については、昨年度までに実施した地区での施設改良の取組をモデル事例として紹介し、未実施地区の漁業関係者の防災意識を向上させていく必要があります。</p>

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

- 関係機関と連携して、コンビナート事業者への指導を行います。
- 関係機関と連携して、立入検査等を行うとともに保安講習を実施します。
- 農地海岸で2地区、漁港海岸で3地区において、堤防の改修等の整備を進めます。また、津波浸水予測区域内の河川堤防については、19箇所において脆弱箇所対策を実施します。  
海岸堤防の高潮対策および耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。
- 津波漂流物による二次的な被害の軽減について、漁船の係留にかかる減災対策パンフレットの配布を通じて、関係者への啓発を行います。また、養殖施設の減災対策については、漁業協同組合を通じて、養殖事業者の防災・減災に対するニーズや課題の把握を行うとともに、引き続き関係者に対して、減災対策の重要性、事業を利用することのメリットを普及・啓発します。

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通麻痺
推進方針	①沿道の建物倒壊対策 ②住宅・建築物等の耐震化 ③災害情報の収集 ④交通渋滞の回避

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●平成27年12月に三重県耐震改修促進計画（H19年版）の一部を改定し、第一次緊急輸送道路を、耐震診断を義務付ける道路として指定するとともに、当該沿道を閉塞するおそれのある建築物の耐震診断結果の報告期限を、平成32年度末までとすることを定め、あわせて、当該沿道建築物に対する耐震診断補助制度を創設しました。また、この指定に先立ち、第一次緊急輸送道路の沿道建築物を改めて精査し、対象を特定するとともに、該当建築物の所有者に対し、耐震化の重要性を啓発しました。</p> <p>●木造住宅の耐震化を促進するため、無料耐震診断や耐震設計・補強工事への補助を行うとともに、住宅戸別訪問（年50回、一万戸程度）や耐震相談会を行う等普及啓発に取り組みました。また、不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された民間建築物10棟の耐震診断が完了しました。さらに、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）3棟が補助制度を活用した耐震改修に着手し、うち2棟が完了しました。</p> <p>●信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施しました。また、信号機電源付加装置を有する信号機については、保守委託業者により燃料の充填状況および動作状況の確認を行いました。</p>
今後の課題	<p>●耐震診断を義務付けている第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の所有者に対し、耐震化の重要性を啓発するとともに、平成32年度末までの確実な耐震診断の実施について、働きかけを行う必要があります。</p> <p>●木造住宅の耐震化を促進するためには、診断を終えた方に対して、耐震補強工事の実施を促す直接的な取組等やさらなる普及啓発を行う必要があります。また、不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち耐震診断義務化対象となる建築物の所有者に対しては、市町と連携して、耐震改修等の早期着手について働きかけを行っていく必要があります。</p> <p>●三重県内約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置付きの信号機は125箇所の主要交差点にしか整備されていないことから、引き続き、電源付加装置付きの信号機の整備を推進していく必要があります。</p>

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

- 耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の所有者に対し、耐震化の重要性の啓発および耐震診断補助制度の普及を行い、意向の把握に努めながら早期の耐震診断の実施に向けて働きかけを行います。
- 木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を終えた方が、補強工事等それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、さらなる普及啓発を市町と連携して展開するとともに耐震診断や耐震設計・補強工事への補助を行います。また、耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、避難所として活用される建築物については、引き続き、市町と連携しながら、建築物の所有者に対し、補助制度を活用した耐震改修等の早期着手について働きかけを行います。
- 停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置付きの信号機の整備を推進します。また、信号機が停止した交差点における警察官による交通整理訓練や、信号機に可搬型発動発電機を接続して復旧させる訓練を実施します。

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
推進方針	①ため池の耐震化等 ②ハードとソフトを組み合わせた対策

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化が著しい農業用ため池5箇所の耐震化などに着手し、農業用ため池5箇所および地すべり対策1箇所の整備が完了しました。また、計画的に耐震化を進めるため、県内のため池耐震調査を実施し、その調査結果をふまえたうえで、危険度や被災時の影響等を考慮した「三重県農業農村整備計画」を策定しました。</li> <li>●農業用ため池ハザードマップの作成については、26市町に働きかけを行い、危険なため池のハザードマップ作成に向けた意識の向上を図った結果、農業用ため池52箇所においてハザードマップを作成しました。（県内累計387箇所）</li> </ul>
<b>今後の課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用ため池の耐震調査の推進とあわせ、市町等と協議のうえ、計画的に耐震化を進めていく必要があります。</li> <li>●農業用ため池が決壊した場合、人命等に被害が及ぶことから、早急にハザードマップを作成する必要があります。</li> </ul>

## 2 平成28年度を取組方向

<b>取組方向</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用ため池の耐震化について、継続箇所の早期完了に取り組むとともに、地すべり対策事業については、平成29年度からの新規着手に向け、引き続き市町等との協議を進めていきます。</li> <li>●耐震調査やハザードマップの作成を進め、ハード対策・ソフト対策の両面から計画的に取組を推進していきます。</li> </ul>



事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-5 有害物質の大規模拡散・流出
推進方針	①有害物質の流出対策等 ②高圧ガス施設の地震対策

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毒物および劇物取締法に基づき登録、届出等を行っている毒物劇物取扱施設および取扱者に対し、立入検査を実施しました（592件）。また、毒物劇物取扱施設および取扱者を対象とした毒物劇物安全対策講習会を開催しました。また、毒物劇物を大量に保有する施設に対し、保有状況調査を実施しました。</li> <li>● 平成25年度に実施した石油コンビナート防災アセスメントで想定された災害に対応した、三重県石油コンビナート等防災計画（平成27年3月修正）の内容について、コンビナート事業者に対して周知を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も毒物劇物を原因とする事故等が発生しないために、毒物および劇物取締法を遵守するよう、毒物劇物を大量に保有する施設および取扱者に対し、指導等を行う必要がある。</li> <li>● 三重県石油コンビナート等防災計画の災害予防計画について、関係機関と連携して、コンビナート事業者へ周知し、対応を促す必要があります。</li> </ul>

## 2 平成28年度を取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毒物劇物取扱施設および取扱者に対し、引き続き立入検査を実施するとともに、これらを対象とした毒物劇物安全対策講習会を開催することで、流出等の事故発生未然防止に努めていきます。</li> <li>● 関係機関と連携して、コンビナート事業者等への指導を行います。</li> </ul>
------	--

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
推進方針	①農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理 ②適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策 ③自然と共生した多様な森林づくり

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地、農業用水路および農道等の地域資源の維持保全活動の拡大に向け普及啓発を実施した結果、県内農業集落のうち、地域活動に取り組む農業集落の割合が48%まで拡大しました。</li> <li>●市町や森林組合等の林業事業者による間伐などの森林整備を支援するとともに、老朽化等により機能が低下した林道橋5路線22箇所の点検診断・補強工事を行いました。また、山地災害危険地対策や機能が低下した保安林の整備等、総合的な治山対策を実施するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。さらに、市町や森林組合等の林業事業者による鳥獣害対策を支援したほか、森林環境創造事業等による多様な森林づくりに取り組みました。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村では、高齢化や過疎化による農業の担い手不足などにより、農地、農業用水路および農道等の生産基盤の維持保全が困難になりつつあることから、学校や自治会、NPOなど、さまざまな主体の参加を促し、維持保全活動を持続的に発展させていく仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。</li> <li>●森林の整備および保全について、森林所有者の理解と協力を得て、公益的機能の発揮に向けた森林の整備を引き続き進めるとともに、林道橋の機能発揮に必要な補強や更新等に、早期に取り組む必要があります。また、平成27年の台風等で発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等の推進が必要です。</li> </ul>

## 2 平成28年度を取組方向

<b>取組方向</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地・農業用施設等の適切な維持保全に向けて、将来の地域の担い手となる子供たちの農村における地域活動への参画の促進や、取組集落の継続した活動に向けて、研修会や情報交換会の開催などを市町と連携して支援していきます。</li> <li>●森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、間伐等の森林整備を促進するとともに、老朽化等により機能が低下した林道橋の補強工事等を進めます。また、平成27年の台風等による山地災害箇所の復旧や保安林内の森林整備等を進めるとともに、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所における治山事業を実施し、災害の未然防止を図ります。あわせて、「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出等を行うなど、災害に強い森林づくりを進めます。</li> </ul>

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	-7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響
推進方針	①災害発生時の被災地外に向けた情報発信 ②失業対策等

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時の初動対応については、「大規模震災時初動要領」に記載されている情報発信要領を的確に実行できるよう、全庁防災訓練（図上訓練）の際に、シミュレーションを行いました。また、風評被害等、二次災害防止につながる情報発信については、外部専門家のアドバイスを受けながら、その広報手法について検討を行いました。</li> <li>●震災後の失業対策について、被災者の離職時の生活や再就職等にかかる国の支援制度等について情報収集を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全庁防災訓練（図上訓練）でのシミュレーションを実際の災害広報に生かす必要があります。また、風評被害等、二次災害防止につながる情報発信について、引き続き検討を行い、状況に応じた広報手法を確立する必要があります。</li> <li>●国の震災等緊急雇用対応事業等の各県の対応状況について調査を行うなど、引き続き効果的な制度の活用方法等について情報収集を行う必要があります。</li> </ul>

## 2 平成28年度を取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全庁防災訓練（図上訓練）でのシミュレーションを継続するとともに、課題の検証と「大規模震災時初動要領」の見直しを繰り返し、災害時における情報発信の実効性を高めていきます。また、風評被害等二次災害の防止につながる情報発信についても、引き続き外部専門家のアドバイスを受けながら、その広報手法を確立し、的確に実行できるよう、シミュレーションを行っていきます。</li> <li>●被災地における取組等について、引き続き情報収集を進めます。また、被災者の再就職等に係る国の支援制度や関係機関の役割分担等について、整理・確認を行います。</li> </ul>
------	---

事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①災害廃棄物処理計画の策定 ②ごみ焼却施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進 ③災害廃棄物輸送

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各市町に災害廃棄物処理計画の策定に向けた支援を行った結果、10市町が計画の策定・見直しを行いました。また、「三重県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、「処理困難廃棄物対応マニュアル」などを整備しました。このほか、災害廃棄物処理を担う人材を育成するため、市町や民間事業者団体を対象にセミナーや図上演習を開催しました。</li> <li>●市町等が設置するごみ焼却施設の新設や更新について、国の循環型社会形成推進交付金による補助のほか、施設の新設等にあたり助言を行うなどの必要な技術的支援を行った結果、四日市市では国の交付金を活用し、高効率ごみ発電施設（処理量336トン/日、発電量9,000kW）の整備が完了しました。</li> <li>●中部地方環境事務所が設置した「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」の構成員として参画し、当該ブロックにおいて県域を越えた連携が必要となった際の災害廃棄物対策に関する連携手順を示した「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（第一版）」（平成28年3月）を策定しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物処理体制の強化に向け、引き続き人材育成や関係者の連携強化等を図っていく取組が必要です。また、災害廃棄物処理計画の策定が完了していない市町に対し、速やかに同計画が策定されるよう働きかけを行う必要があります。</li> <li>●市町等のごみ焼却施設が大規模災害時でも稼働できるよう、施設の整備や電力供給体制など、市町等における災害対応力強化の促進を図る必要があります。</li> <li>●大規模災害が発生した場合、災害廃棄物の発生量が膨大となることが想定され、県内のみで処理することが難しくなることから、被災地域から他地域へ災害廃棄物を大量に輸送するため、広域ブロックでの連携・協力体制を活用し、その輸送ルートと確保方策等を検討しておく必要があります。</li> </ul>

## 2 平成28年度を取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物処理体制の強化に向け、県・市町等を対象に災害廃棄物処理に精通した人材を育成するための講座やセミナーや図上演習等を開催するほか、市町災害廃棄物処理計画の作成支援を行うなど県・市町等の災害対応力を高めます。また、民間団体や県・市町による災害時の廃棄物処理が円滑に進められるよう、災害廃棄物処理に関する連絡会を開催し、相互協力体制の維持・強化を図ります。</li> <li>●市町等が設置する、ごみ焼却施設の新設や更新について、市町等に対し国の交付金や施設整備指針などに関する情報提供や意見交換を行うとともに、施設の新設等について助言を行うなど、必要</li> </ul>
------	--

な技術的支援を行います。

●中部地方環境事務所が設置した「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に構成員として参画し、ブロック内の広域処理体制構築に向けて、国と県の役割や災害廃棄物輸送の実施等について、意見交換や協議を進めていきます。

事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	-2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①建設業界との応急復旧態勢の強化 ②建設業における防災・減災の担い手確保・育成 ③被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保 ④被災宅地危険度判定士の養成 ⑤緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路啓開の態勢整備を図り、9月に、国、県、建設企業と連携した訓練を実施しました。</li> <li>●「地域人づくり事業」において、新規雇用者に対する支援を行うことにより、103人が建設業へ新規入職しました。また、延べ897人の建設業従事者に対する研修の受講の支援を行いました。</li> <li>●各市町における被災建築物応急危険度判定コーディネーターの所属先や退職の有無等を確認し、判定コーディネーターの必要人数が不足することとなった市町に対して、年度内に三重県被災建築物応急危険度判定要綱で定める各研修会のいずれかに参加し、不足人数を補うよう働きかけた結果、全ての市町において必要人数を確保しました。</li> <li>●被災宅地危険度判定士養成講習会を平成28年1月に開催し、新たに41名を被災宅地危険度判定士として認定しました。これにともない三重県全体の登録者は462名から483名に増加しました。</li> <li>●平成26年度に国土交通省中部地方整備局、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市および一般社団法人日本建設業連合会中部支部で締結した「災害または事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡システムを更新しました。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開マップを活用した国・県・建設企業が連携した訓練を今後も継続して取り組む必要があります。また、建設事務所および下水道事務所と協会支部においては、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施し、相互の連絡システムを継続して共有しておく必要があります。</li> <li>●建設業に入職する若年者の減少や技能労働者の高齢化は進んでいることから、世代を越えた技術力の承継や建設産業を支える技術力の維持に向けた対策が必要です。また、建設業従事者の離職率が高いことから、技術の習得による建設業への定着を促す必要があります。</li> <li>●各市町において、被災建築物応急危険度判定を取りまとめる役割を担う判定コーディネーターの必要人数を確保し、維持していくとともに、災害時に判定コーディネートを主体的に実施するという意識の向上が必要です。</li> <li>●被災宅地危険度判定士が未登録の市町に対しては、災害時対応上の問題から、その確保について働きかけを行う必要があります。</li> <li>●「災害または事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡システムを継続して共有していく必要があります。</li> </ul>



## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

- 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた訓練を継続して実施します。また、応急復旧に向けた態勢を確保するため、建設事務所および下水道事務所と協会支部において、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施します。
- 建設業における若年者の入職促進、人材育成を支援するため、求職者に対して集合研修と雇用型訓練を実施し、正規雇用に結び付けていきます。あわせて、高校生や保護者等を対象とする現場見学会等を実施します。また、建設業従事者が計画的に必要な研修を受講し、技術・知識を取得できるよう支援します。
- 被災建築物応急危険度判定の迅速な実施に向けて、判定士を確保するとともに、被災建築物応急危険度判定コーディネーターを確保するため、各市町に対し、全国および近畿被災建築物応急危険度判定協議会が主催する講演会等に参加することにより、必要なコーディネーター数を維持しながら、判定コーディネートに関する意識を向上するよう、引き続き働きかけを行います。
- 被災宅地危険度判定士養成講習会を開催し、判定士の確保に努めます。また、判定士の登録が少ない市町に対して、講習会への参加を呼び掛けていきます。
- 災害復旧を迅速に行える応急態勢を充実させるため、「災害または事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡システムを更新します。

事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①コミュニティ力を強化するための支援 ②行政機関の機能低下の回避 ③警察災害派遣隊の拡充 ④警察施設の耐震化等 ⑤地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<p>●地域減災力強化推進補助金により、市町が取り組む、洪水・土砂災害、津波ハザードマップの作成を支援しました。また、「Myまっぷラン」を活用した地域における津波避難計画の作成や、避難所単位での「避難所運営マニュアル」の作成をはじめ、市町や地域が実施する防災訓練、地域でのタウンウォッチングに対する実地支援を行いました。</p> <p>外国人住民を主な対象とした避難所訓練を2回開催しました。外国人住民向け防災セミナーおよび災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、外国人とサポーターが合同で実践的な研修を行うことができました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、あわせて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。</p> <p>各市町教育委員会事務局を訪問し、県・市町防災担当者も交え、学校防災の取組状況や課題等について意見交換を行うとともに、学校と地域が連携した防災への取組を要請しました。また、防災教育推進への支援を要望する学校に対して、学校防災技術指導員等を派遣するなどして、学校が家庭や地域と連携して実施する防災の取組を支援しました。その結果、平成28年3月末で、88.3%の公立小中学校および県立学校において学校と地域が連携した取組が実施されました。</p> <p>●「三重県業務継続計画（三重県BCP）」を策定して、通常業務の中から非常時優先業務を明らかにし、これに必要な経営資源量等の整理を行い、県業務を維持しつつ災害対応を実施できる体制の確立を図りました。</p> <p>「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」について、被災による機能低下を回避するため、計画の見直し準備を進めました。また、大規模災害発生時において、交番・駐在所が、現地における最前線基地として重要な役割を担っていることをふまえ、交番・駐在所50箇所に避難誘導資機材等を整備しました。</p> <p>●三重県内で実施された中部管区内6県警察合同による部隊輸送、救出救助等の訓練を実施し、警察災害派遣隊の広域運用を見据えた災害対処能力の向上を図りました。</p> <p>●松阪警察署多気警察官駐在所を建て替え整備したほか、津波浸水被害が予測されている四日市北警察署や伊勢警察署南島幹部交番の建て替え整備計画を進めました。</p> <p>●三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」での議論や東日本大震災の被災地等における状況調査、市町への意見照会、被災自治体が策定した復興計画等を通じて情報収集などを行い、平成28年3月に「三重県復興指針」を策定し、公表しました。</p> <p>三重県東日本大震災支援本部員会議を4回開催し、その中で被災地派遣職員による活動報告を4</p>

件、被災地訪問調査概要報告を1件行い、被災地の復旧・復興状況の把握に努めました。

また、平成27年度に作成した「東日本大震災派遣職員活動記録集」の追補版を作成し、全庁で共有するとともに市町にも配布しました。

#### 今後の課題

●地域における防災力向上の取組が展開されるよう、地域の主体的な活動に対する支援体制を拡充していく必要があります。また、避難所情報伝達キットの避難所への設置の市町への普及について、防災訓練や研修を通じて行う必要があります。

外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中核的支援機関をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があるため、災害時多言語支援センターが機能するよう連携するNPO団体や関係機関と、引き続き協議を行う必要があります。

地域と連携した防災の取組を実施する学校をさらに増やすため、引き続き、支援を要望する学校に対して効果的な支援を行い、学校と家庭、地域が連携した防災の取組を進めていく必要があります。

●「三重県業務継続計画（三重県BCP）」は、平時の事務分掌に基づく「通常業務における非常時優先業務の継続・再開」に特化したBCPとしたことから、毎年度、各所属が計画の検証と見直しに取り組み、継続的に更新を図っていく必要があります。

「三重県警察業務継続計画」については、大規模災害発生時においても、治安および県民生活に重大な影響を及ぼさないよう、「三重県警察業務継続計画」を継続的に見直していく必要があります。また、防災機能のさらなる強化を図るため、引き続き、必要な装備資機材等の整備を進める必要があります。

●大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、警察災害派遣隊の実戦的訓練により災害対応能力の向上を図る必要があります。

●警察署や交番、駐在所については、災害警備活動や治安維持活動の拠点として、あらゆる警察事象に対応する必要があることから、津波や洪水により浸水が予想される施設はもとより、地域情勢を十分考慮し、総合的に判断したうえで耐震化を進めていく必要があります。

●策定した「三重県復興指針」の内容を庁内関係各課や市町と共有していくとともに、平時からの備えとして県民との共有にも努めていく必要があります。また、本指針を活用して、「三重県新地震・津波対策行動計画」の次期行動計画につなげていくための検討を進める必要があります。

発災から5年が経過したが復興はまだ道半ばであり、復興・復旧の進捗も地域によって異なっていることから、引き続き派遣職員等による報告を定期的実施して、復旧・復興状況をしっかりと把握し、情報の共有・発信を行うことで、震災の記憶の風化防止に努め、派遣職員等が得られた教訓や知見を本県施策に反映していく必要があります。

## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●県内各地域において、防災・減災に向けた活動が広く展開されるよう、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、みえ防災・減災センターにおいて、防災人材活用の枠組みとして設けた「みえ防災人材バンク」登録者を、地域の取組に積極的に活用しながら、支援体制の強化を図っていきます。

外国人住民に対しては、大規模災害が発生した際に、外国人住民等を円滑に支援するため、災害時外国人サポーターと外国人住民を主な対象とした避難所訓練を開催します。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練とあわせて、「みえ災害時多言語支援センター」の設置運営訓練を行うことで、より実践的な訓練とします。訓練の実施にあたっては、避難所情報伝達キットを活用した研修内容とし、避難所情報伝達キットの市町への普及にも取り組みます。

学校に対しては、市町教育委員会や県・市町防災担当部局等と連携して、学校と地域住民等を結び付けるなど、引き続き、学校と家庭、地域が連携した防災の取組を進めます。また、学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同避難訓練等の取組について、学校防災技術指導員の派遣やみえ防災・減災センターの人材バンクの活用等により、引き続き、学校と家庭、地域が連携して実施する防災の取組を支援します。

●「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各所属における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。

警察業務については、災害情勢や各種訓練における検証結果等をふまえ、「三重県警察業務継続計画」の見直しに向けた取組を推進します。また、大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ確に実施するため、必要な装備資機材等の整備を進めます。

●中部管区内6県警察合同による中部管区広域緊急援助隊合同訓練を通して、県外発災時における警察災害派遣隊の部隊相互の連携強化と災害対処能力の向上に取り組みます。

●四日市北警察署や伊勢警察署南島幹部交番の建て替え整備を推進するほか、関係機関と連携して、津波浸水被害が予測される警察署、交番、駐在所の保全と機能強化等を進めていきます。

●みえ防災・減災センターが主催する市町防災担当職員を対象とした防災講座や、関係団体等が参加する会議・研修会等の場を活用して、本指針に関する情報提供や共有を図ります。また、本指針に掲載した取組方針のうち、事前準備を進めておくことが必要な対策については、平成29年度中に策定する「三重県新地震・津波対策行動計画」の次期行動計画へ盛り込むことができるよう、検討・協議を進めます。

引き続き、三重県東日本大震災支援本部員会議を4半期ごとに開催し、派遣職員等による報告を継続することで、被災地の復旧・復興状況へのさらなる理解を深めるとともに、震災の記憶の風化防止に努め、派遣職員が被災地で業務で得られた教訓や知見を本県に生かしていけるよう取り組みます。

事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①想定規模を超える事態と対策 ②ハードとソフトを組み合わせた対策 ③地籍調査の推進

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つであり、全国で初の試みとなる、「三重県復興指針」を策定・公表し、南海トラフ地震の発生に備えるとともに、事前復興検討のための道筋を提示しました。また、これまで進めてきた道路啓開基地（14箇所）および道路構造の強化（21箇所）の整備が全て完成しました。</li> <li>●市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインの内容を中心とした説明会を年3回開催した結果、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。 水防活動の適正な運用を図るため、県管理の水位周知河川における避難勧告等の目安となる基準水位を見直した、「三重県水防計画」を策定しました。また、円滑な水防活動を支援するため、水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行いました。</li> <li>●地籍調査事業の実施主体である市町への事業費を補助するとともに、三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による啓発活動や、国への制度要望活動を実施しました。また、地籍調査の休止5市町に対して事業再開に向けた働きかけを行った結果、南伊勢町が事業再開となりました。加えて、休止中の2市町を含む13市町が、南海トラフ地震津波浸水想定区域を対象とする国土交通省直轄の都市部官民境界基本調査に取り組みました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●策定した「三重県復興指針」の内容を庁内関係各課や市町と共有していくとともに、平時からの備えとして県民との共有にも努めていく必要があります。また、本指針を活用して、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の次期行動計画につなげていくための検討を進める必要があります。また、発災時に迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開マップを活用した国・県・建設企業が連携した訓練を今後も継続して取り組む必要があります。</li> <li>●土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、土砂災害警戒避難ガイドラインをもとに的確な判断ができる体制づくりが必要です。また、異常気象による水害から地域住民を守るため、適正な「三重県水防計画」の策定および状況に応じた水防資材の補給を行う必要があります。</li> <li>●地籍調査を休止している5市町に対して、地籍調査の再開について、今後も粘り強く要請していく必要があります。また、休止中の2市町を含む13市町が行った都市部官民境界基本調査の取組を震災後の街づくり等、復旧・復興に活用するため、この成果を地籍調査の実施につなげていく必要があります。</li> </ul>



## 2 平成28年度の取組方向

### 取組方向

●みえ防災・減災センターが主催する研修や関係団体が参画する会議や研修を活用して、「三重県復興指針」の情報提供と共有を行います。また、この指針を活用し、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の次期行動計画において取り組む対策等の検討に着手します。また、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた訓練を継続して実施します。

●市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインの内容を中心とした説明会を年3回開催します。また、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準の制定を促進します。さらに、水害への備えのため、「三重県水防計画」の策定および水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行います。

●南海トラフ地震等の発生が危惧される中、震災後の街づくり等、復旧・復興を迅速に行うためには地籍調査の実施が必要であることから、津波浸水想定区域の地籍調査の推進に向け、周知、啓発等に取り組んでいきます。また、人手がかかることが地籍調査の進まない要因の一つであることから、担当者会議等を通じて、引き続き地籍調査にかかる監督業務の民間委託について情報提供を行うとともに、公的団体等を活用して市町が行う地籍調査を計画的・効率的に進めるための方策を検討していきます。

地籍調査を休止している5市町に対しては、幹部職員等が訪問し、地籍調査の再開について直接働きかけを行います。とりわけ、都市部官民境界基本調査を実施している市町に対しては、震災後の街づくり等、復旧・復興に向けた地籍調査の必要性を十分説明し、都市部官民境界基本調査をきっかけに地籍調査を再開するよう強く促していきます。



事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	① 海拔ゼロメートル地帯に対する対策 ② 浸水対策、流域減災対策

## 1 平成27年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>
<p>● 県と関係市町が参画する「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」で同地帯の課題や対策について検討を行い、「風水害にかかる広域避難実施要領」を作成しました。</p> <p>長島地区海岸他2地区海岸において約0.4kmの高潮対策を実施するとともに、耐震対策について約0.6km実施しました。</p> <p>● 地震・津波、洪水・高潮等による浸水対策については、木曾三川下流部における直轄河川改修による河川堤防の耐震対策を促進しました。また、長島地区海岸他15地区海岸において約1.4kmの整備を実施するとともに、耐震対策について約0.9km実施しました。</p> <p>大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、農地海岸2地区(L=79m)、漁港海岸4地区(L=225m)において堤防の改修等を進めた結果、漁港海岸1地区の整備が完了しました。また、津波浸水予測区域内の河川堤防においては、対策が必要とされた脆弱箇所183箇所のうち、62箇所について対策を実施しました。さらに、河口部の水門・排水機場等については、釜屋樋門ほか2施設の耐震対策が完了しました。</p>
<b>今後の課題</b>
<p>● インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</p>

## 2 平成28年度を取組方向

<b>取組方向</b>
<p>● 大規模地震や津波に備え、被害軽減を図るため、海岸堤防の耐震対策を促進します。</p> <p>河川堤防について、木曾三川下流部における直轄河川改修による河川堤防の耐震対策を促進します。また、農地海岸で2地区、漁港海岸で3地区において、堤防の改修等の整備を進めます。さらに、津波浸水予測区域内の河川堤防については、19箇所において脆弱箇所対策を実施します。</p> <p>河口部の水門・排水機場等の耐震対策については、堀切川防潮水門の対策を継続するとともに、毛無川防潮樋門ほか2施設で対策を実施します。</p>

## 平成 28 年版三重県国土強靱化地域計画実績報告書

平成 28 (2016) 年 6 月  
三重県戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町 1 3 番地

T e l : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 2 5

F a x : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 6 9

E-mail : kikakuk@pref.mie.jp

URL:<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/p0003000005.htm>